

論 文

〈児童福祉法体制〉受容のプロセス —舵子事件をめぐる—

Acceptance process of The child welfare Law system
: Child labor and Child protection in fishing village

加登田 恵 子
Keiko KATODA

はじめに

社会福祉の歴史からみると、第2次世界大戦に敗れてからのおよそ15年間は、福祉三法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法）が成立した時期であることから、いわゆる「福祉三法体制期」と呼ばれている。この時期は、我が国の戦後福祉体制の枠組みの基底部分を形成した時期として、我国の福祉史における大きな画期であった。またそれと同時に、昭和20年～27年の7年間は、我国が他国に主権を委ねた日本史上初めての被占領期であった。その影響は単なるシステムの変更にとどまらず、〈近代化と民主化〉を基軸とする新憲法と、さらにその下に進められた教育改革と相まって、従来の日本人の人権感覚や福祉観に直裁的に影響を与える結果となった。このドラスティックな変化を、単なる政策の歴史としてではなく、地域の生活構造とそこに暮らす生活者の視点と絡めて、改めて跡づけてみたい、というのが筆者の関心の所在である。

そのための試みとして、本稿では、山口県のある漁村で起きた児童労働をめぐる事件（エピソード）を題材とし、当時の農山漁村の人々が、戦前期における島の暮らしと貧窮児保護の状況から、新しい「児童福祉理念」や「福祉体制」をどう受け入れていったのか、その葛藤と受容のプロセスについて考察したい。

1. 「舵子⁽¹⁾事件」の概要

1) 第1次「舵子事件」

昭和23年7月7日早朝、警ら中の久賀町警察署員が、ボロボロの服を着た二人の少年（17歳と19歳）が、道路に干してあった豆を盗もうとしているところを発見しこれを保護したことが、そもそもの事件の発端であった。事情を聞いたところ、両人は大島郡湯田村（当時）沖の孤島である情島の舵子であり、去る昭和19年3月に広島の子供施設から貰われて同島に渡ったが、辛い舵子の仕事に耐えられず、6日に雇主の舟を無断で乗り出して対岸の伊保田に上がり、徒歩で久賀町まで来たが、所持金もなく疲労と空腹で途方にくれ、豆を盗もうとしたということであった。

少年たちからの事情聴取なかで、一昨年（21年）4月に、舵子のK（15歳）が監禁されて死亡していたという虐待事件が明らかにされ、直ちに所轄の大島地区警察署に通報された。大島地区署ではあまりにひどい虐待行為を重視し、県本部に報告するとともに真相究明に乗り出し、間もなく被疑者が検挙された。

警察の調べによると、逃亡した舵子が虐待の事例として訴えた「舵子監禁死亡事件」の詳細は、以下のとおりであることが判明した。（実名をイニシアルに変更した。）

大島郡湯田村情島の漁業I（51歳）が、昭和19年5月に、当時13歳のKを感化院「広

島学園」から貰い受け、梶子（舵子）として使用していたが、Kは学園でも持て余し者の先天的な不良児で、常に近隣の食べ物を盗み歩くなどしてIを困らせていた。そのうちKは悪性の腸カタルに罹り、医師の治療を受けて食事も制限されることになったが、医師や家人の注意も聞かず、盗み食いの習癖はますます激しくなったから、ついに持て余したIは、戒めのためKを「ダンベ」（魚の餌を生かしておく箱、周囲に小穴のある長さ116センチ・幅82センチ・高さ33センチの箱）に監禁した。初めは荒ムシロを敷いて座敷に置いたが、下痢が激しく悪臭がひどいので便所に移し、わずかばかりの食物を与えて20日間放置していたところ、死亡した⁽²⁾。

本件により起訴された漁師Iは、昭和24（1949）年2月18日、山口地方裁判所岩国支部で「不法監禁致死罪」として懲役2年の求刑に対し、懲役2年執行猶予3年の判決があったが検事控訴となり、最終的には同25年7月11日、広島高等裁判所で懲役1年の実刑判決を言い渡されている。

警察の見解によると、こうした事件が今まで明るみにならなかったのは、(1) 同島が隔絶した孤島であったこと、(2) 全島50戸ばかりのすべてが漁師で、いずれも舵子を使用していたため互いに隠していたこと、(3) 駐在所の巡査が訪れても、舵子たちは雇主の目を恐れて実情を語らなかったこと、などによるものとしている。

2) 第2次「舵子事件」

3年後、先の事件の風聞がようやく収まりかけた昭和26（1951）年5月24日、再び5名の舵子が集団脱走するという事件が起きた。概要は以下の通りである。

情島漁業H氏里子のU（15歳）、T（18歳）、H氏里子のN（16歳）、T（18歳）、O氏里子のK（15歳）の5名は、24日夜、島で催された講話会に出たまま11時過ぎになっても帰らず、H氏の3.5馬

力モーター漁船が見あたらないことから脱走とわかり、翌朝国警大島地区署に届け出た。5名の少年たちは、翌朝柳井市に上陸し、汽車で広島に向かったが、鉄道公安官に見つかり、徳山児童相談所に送致された。

この事件に関しては「二度目」ということで、マスコミではことさら衝撃的な取り扱いがされた。

新聞は「^{おの}里子の恐怖に戦く」（毎日新聞5月27日）、「殺されても帰らぬ 脱走少年が語る情島の奴れい日記～改まらない差別待遇～」（防長新聞5月28日）などと取り上げ、世間を騒がす結果となった。

中でも「アサヒグラフ」（1951年10月10日号）に掲載された写真付きの記事は、第13回国会衆議院行政監察特別委員会（昭和27年3月4日）で、「女子及び年少者の人身売買に関する件」の議論のなかでも典型的な人身売買の事例として取り上げられるに至った。

その後、この事件を題材として昭和29年8月には水木洋子作のNHKのラジオドラマ「^{かじっこ}舵子」として3回シリーズでドラマ化された。さらに昭和32（1957）年には、このラジオドラマを原作として久松静児監督によって「怒りの孤島」として映画化された。これは文部省特選映画として全国の多くの小学校を回った。映画では、情島は名前こそ「愛し島」と変えられていたが、内実は恐ろしい「人買島」として描かれており、戦後の民主主義体制において打破すべき「封建的遺制」の象徴的扱いを受けることとなった。

これらの社会的圧力は、島民に大きな精神的打撃を加えるものであった。とくに、ドラマ等の取材に訪れた「有識者」に対して島民たちが邪心なく事実を説明したことについて、逆に作品の中では「人買島」としてまるで人非人たちの集まった島のごとくに表現されたことは、島民にとって深いトラウマになった。その後60年以上経った今でも、本事件に関して島民たちの口は重く閉ざされがちである。

このエピソードは、わが国の戦後の「児童福祉法体制」の成立と絡めていかに読み解くことがで

きるであろうか。

2. 事件の背景～離島の子どもの労働と生活～

舵子事件を読み解くための前提として、この地域における地域慣行と児童労働について簡単に押さえておきたい。

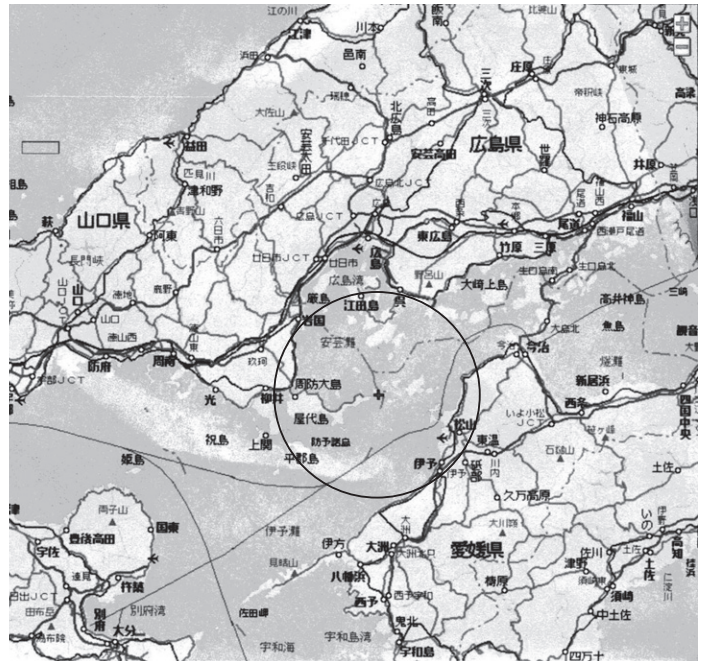
1) 島と漁業

情島は、周防大島（屋代島・山口県）の伊保田港から東北約3キロメートルの瀬戸内海に浮かぶ、面積約1平方キロメートル、周囲4キロメートルほどの小島である。島の東は愛媛県の津和地島と対しており、山口と愛媛の県境にある。島には東側の小さな入り江に沿って4集落があるが、いずれも大島（屋代島）の港である伊保田に背を向け、広島・愛媛方面を望むような形で立地している。

現在人口は130人程度（2007年）であるが、ピークは終戦直後の1948（昭和23）年頃で、戸数95戸人口540人と、現在の4倍程度が居住していたこともある。

情島は現在でも「離島対策実施地域」に指定されているとおり、まさに離島である。今でこそ、周防大島（屋代島）は周防大橋によって本土とつながり、周防大島（伊保田）～情島間は町営の渡船が1日5往復しているが、長い間、本土からは一旦周防大島まで船で渡り、島内をバスで伊保田まで行き、再度、伊保田から渡船を仕立てなければたり着かなかった。伊保田～情島間は、昭和30年代まで1日1往復の郵便船が行き交う程度の交通状況であり、「僻地」であると言ってよからう。

しかし、現在でもフェリーが柳井～伊保田～三津浜（愛媛）間に就航していることからわかるように、大島とその周辺の小島の生活圈・経済圏は、海上を通じて、愛媛・松山、広島方面に開けていた。県の役所のある山口市や他の大きな町か



らは遙か遠いが、島の漁家の人や物は、海上を行き交い、むしろ松山（三津浜）・広島（草津）・呉との繋がりが密であったのである。なお伊藤彰は、情島の釣果が、戦前から草津の仲買人を通して広島、さらには大阪市場へと繋がっていたことを指摘している⁽³⁾。

島民の生業は漁業を主とし、副業としては、段々畑の耕作（麦、甘藷、その他野菜）に従事していた。しかし、田畑は微々たるもので、戦時中の一時期は増産のために集落から道が繋がっていない島の南部へもわざわざ船で耕作に行ったこともあったというが、それを含めた最盛期でも1戸当たり平均1～2反程度、しかもそのほとんどは甘藷と麦の畑に限られており、米を含めたその他の食糧は島外から買い入れなければならなかった。従って、島民の主食は、第二次大戦後しばらくまでは甘藷と麦が中心であった。

ほとんど農耕が期待されない島であるにも関わらず人々が定住したのは、島の前の「諸島海峡」が鯛やスズキの多く棲息する地域であり、とくに高級魚である「桜鯛」の好漁場として有名だったためである。漁は一本釣りであった。

潮流の早い海峡で一本釣りをするためには、まず潮上に漕ぎのぼり、釣りながら潮の流れによって潮下へと下り、また潮上に漕ぎあがるという方法をとる。潮につれて流れて行くときに、船の方向を一定にしておかないと、釣り糸が垂直に水中に垂れないので、誰か一人が櫓につかまって船の方向を一定に保たなければならない。そのときの舵取りの役として櫓を操作する「舵子」が必要とされたのであった。

舵子は、通常は漁の見習いがてら漁師の家の子どもが担当していたが、大正の終わり頃の好景気の時期になると、漁船が増えて家族員では賄いきれなくなったので、愛媛県三津浜地方（伊予）から貧しい家の子どもを雇い入れることにした。昭和10年頃が雇われた舵子が最も多い時期で、60人ほどにまで増え、情島の漁家には大抵の家に居るようになった。当時愛媛県には貧しい者が多く、いわゆる口減らしのために、親は80円～100円の前渡金を受け取り、徴兵検査までの3～5年働かせることを承諾していた。この子どもたちは「伊予子」と呼ばれていたという。当時の舵子の年齢は、早ければ7～8歳からで、中心は11歳～19歳の児童・青少年、20歳になると独立している者もあるが、大部分は徴兵検査を機に帰郷するか、他へ転出する風習であった⁽⁴⁾。引き取られた子ども達は、年季が明けると自由になり、郷里に帰る者やさらに都会に出稼ぎに出る者もいた。中には家族同様に育てられ、親方の娘を嫁にして跡取りとなる者もいたが、反面、厳しい労働に途中で耐えられなくて逃げ出す子どももいた。

ところが、昭和初年頃から第二次大戦中にかけての労働力不足により「伊予子」を得難くなった。そこで九州や宇部方面から、さらには、呉の保生院（救護施設）や広島感化院から子どもを貰い受けるようになった。戦直後は、原爆のため焦土と化した広島ของ巷にたむろする浮浪児を直接連れて来ることもあった。

情島では、大正から昭和にかけて1～2tの船が100艘近くに増えていた。それらが動力船になると舵子は必要なくなるが、動力化され始めたの

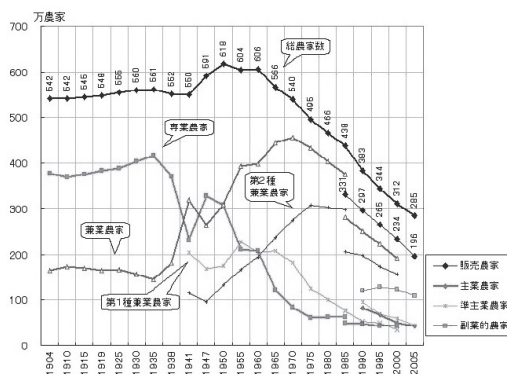
は昭和10年頃からで、零細漁家では動力船の導入は時間がかかり、昭和30年頃にやっと6割程度の船に動力が装備された。従って舵子労働が質的にも量的にも重要な位置を占めたのは、大正年間～昭和30年頃の期間であったと言える。

2) 島と出稼ぎ

「出稼ぎ」というと、高度成長期におけるいわゆる「三ちゃん農業」や父親の工業地帯への出稼ぎを思い浮かべる人が多いが、戦前の我が国における農山漁村においては「出稼ぎ」という労働形態はごく一般的な事象であった。戦直後の農村人口膨張期の例外を除けば、1935（昭和10）年をピークとして専業農家数は減少局面に入り、すでに専業農家より兼業農家の戸数が多かった。（図－1参照）

とくに西日本は1戸あたりの経営耕地面積が少なく、兼業農家が多い地域である。中でも周防大島のような比較的大きな島だけでなく、〈漁村〉は半農半漁の形態をとっているところが多い。し

図1 農家数ならびに専業別主副業別農家数の長期的推移



(資料) 農業センサス単年統計書

〔総農家・販売農家〕
農家は1905年までは東日本10a以上、西日本5a以上の経営耕地を有し農業を営む世帯のこと(そうでなくとも農産物販売額一定以上の世帯を含む)。1990年以降は全国10a以上で定義変更。
販売農家は30a以上経営農家(一定以上農産物販売農家を含む)。販売農家以外は自給的農家とされる。
1990年以降は自給的農家への調査票は簡略化されたため、専業別にせよ主副業別にせよ農家分類は販売農家のみが対象となった。
〔専業別農家〕
専業農家は兼業農家でない農家。兼業農家(昭和6年以降)とは、世帯員中(昭和40年以降は年間30日以上)に雇われた者(兼業農家)は自家農業以外の自家業によって一定時(年次)によって異なる。)以上の販売金額のあった農家。第1種兼業農家は、自家農業の方が主な兼業農家。第2種兼業農家は兼業の方が主な兼業農家。
〔主副業別農家〕
主業農家は、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自家農業従事者60日以上のある農家。準主業農家は、農外所得が主で、65歳未満の自家農業従事者60日以上のある者がいる農家。副業的農家は、65歳未満の自家農業従事者60日以上のある者がいない農家。(調査期日前1年間に農産物の販売を行なった農家を含む。)

かも、「男漁女耕（男性は漁師、女性は農業）」という分業があった。そして自家の田畑が狭小な場合、農耕担当である女性たちは、漁を手伝うというより、むしろ近隣農村へ秋の収穫期を中心とする出稼ぎ（穀寄せ奉公）にでるのが一般的であった。娘たちの「奉公」は、海産物などの行商による物々交換とともに、不足する自家の飯米を獲得するための重要な手段であった。長年、娘たちが農家へ手伝いに行った報償として米を持ち帰っていたのが、やがて明治の末年から次第に金銭収入を目的とする女中や工場などの「都市奉公」へと変遷していった。

なお明治中期からは、町屋における行儀見習いを目的とする「見習い奉公」も積極的になされるようになった。少女たちは、尋常小学校を卒業後はしばらく家事手伝いをする傍ら針仕事の練習をし、羽織が縫えるようになると、嫁入り前の行儀見習いとして町屋へ奉公した。狭い島の社会から離れて、「家の者やお客への挨拶の仕方、立ち振る舞いや袴の紐の結び方」まで厳しく仕込まれる見習い奉公は、尋常小学校卒の少女たちの「社会勉強」の機会として位置づけられていた。大正6年生まれ的情島の女性の証言によると「あのころは、奉公にも行かんような娘は嫁にもらい手なかった」という⁽⁵⁾。

他方島の少年たちは、尋常小学校を終えると、父親について見習い漁師になるか、そうでない場合は、むしろ農家に出稼ぎをするより、大工や石工、左官等の見習いとして「世間師」と呼ばれる親方と一緒に県外に進出したり、さらにはハワイやフィジーなど海外へと出かけていった。大工の場合、年季が5年、お礼奉公2年というのが通例であったという。ちなみに、1919（大正8）年の統計によると、小さな情島からもハワイへ4人⁽⁶⁾、オーストラリアへ11人が出稼ぎにでている。

1938（昭和13）に発行された高等小学校の副読本には、大島郡の人口が男子青年の出稼ぎによってバランスが崩れて女性人口が5%程度上回っていること、さらに昭和初年から人口減少傾向にあることを指摘した上で、なお青少年が「島から出

る」ことが島の人々の暮らしを守るためであると、少年達を鼓舞している。

「…大勢の人を養う事が出来ないから、いさぎよく海外へと発展していったのだということができる。さればこそ萬里の彼方にあっても常に故郷の事を忘れず、年々の送金高七拾萬圓という實に巨額の金を送ってくれている。人一倍愛郷心の強い大島魂の本郡人だ。」

「皆さんの家、或いは親類の家にはよそへ行って居る人があるでせう。何故よそへ働きにいかなくてはならぬのでせう。わかりますね。わかりましたらお父さんやお兄さんが居らなくても淋しがってはいけません。さて今度は皆さんです。この学校の人は高等科を卒業すると十人中九人まではよそへ出て行きますね。皆さんもやがて出ていかななくてはなりません。何故出て行かなくてはならぬかが分かった皆さんは、今からその決心をかためて学校でしっかり勉強しなくてはなりません。」（松田保馬『大島郡地理郷土讀本』）

つまり、島の少年少女たちは、基本的に貧しく生産性の低い島の生活維持のために「穀よせ」あるいは「口減らし」として、早い子どもは10代前半から生家を離れるということが、ごく日常的な実態としてあった。そして、奉公や出稼ぎは、親からは現実的な家計補助の役割だけでなく、「他人のめしを食わせんと一人前にならん」としてある種の教育効果と、さらに村からは地域生活を外から支える不可欠のサポーターとして、また時には一旗揚げて帰還する可能性のある希望の星として、島では受け入れられていた。また、学校教育もそういったメンタリティを強力にバックアップしていた。

こういった状況は少なくとも50～60年前まで、こういった状況は情島だけでなく日本の多くの農山漁村において見られた光景であったのである。

3. 農漁村と貧窮児童

1) 戦前の地方における貧窮児童対策

家族が扶養できない貧窮児童の保護に対応する社会制度としては、明治維新以降、昭和4年に救

護法ができるまでの間は、基本的に1871（明治4）年に達せられた「棄児養育米給与方」（太政官達第300号）があるのみであった。しかもそれによって保護された児童は、例えば1933（大正12）年には全国でみても合計年間119人程度（日本社会事業年鑑大正15年版）とごく少数であり、児童保護という観点からすると極めて制限的かつ形式的救済制度としての機能を果たしていたに過ぎない。山口県における棄児の養育状況をみると、明治10年～20年代の混乱期には年間150～200人弱程度であったが、産業化が始まった明治30年代になると2桁に減少し始め、大正10年以降は年間わずか1～3人が養育されているのみである。

戦前における貧窮児童保護の主体は、各地の民間篤志家によって細々と営まれていた「育児施設（児童養護施設）」であったが、これも全国に120カ所程度あるのみであった。山口県における戦前の児童保護施設の状況をみると、1899（明治32）年に赤松輝幢により徳山町に開設された「普濟院」を嚆矢とし、1900（明治33）年に長府町の「防長孤児院」、1904（明治37）年に山口町の「山口育児院」、1906（明治39）年に玖珂郡川下村の「岩国孤児院」の4院が開設されている。しかし、それはいずれも県内都市部に開設され、かつ収容数は一定していなかった。さらにそのうち「普濟院」は1921（大正10）年に、「防長孤児院」は翌1923（大正12）年に財政難から閉鎖され、昭和初期には2院のみとなっていた。貧窮児童がこういった施設に収容保護される機会は、ほとんど偶然の産物といって良い状態であったし、幸運にも施設に保護された児童であっても、尋常小学校を終えると「院外委託」として施設から農家や商家等へ奉公に出されるという「処遇」が一般的であった。

1932（昭和7）年、昭和恐慌を背景として実施された「救護法」では、対象規定に「13歳以下の幼者（母の哺育する乳児を含む）」が加わった。ここで救護法の農山村地域への適用等の詳細について立ち入ることはできないが、山口県における救護法対象者数は1932（昭和7）年380人、1933（昭

和8）年531人、1936（昭和11）年656人、1937（昭和12）年664人と急速に増加している。しかし、農山漁村の広範な貧窮問題に対応していたとはいえない。救護法の制定を契機として新規に開設された社会事業施設も少なく、山口県内に救護施設として認可された施設は、定員10名程度の救護所（身寄りのない生活困窮者の保護施設）が2カ所のみであり、育児（児童養護）施設は増えていない。

それでは、農山漁村における多くの貧窮児童は、どこに隠されていたのであろうか。

2) 農村の買子

前述のように周防大島地方では江戸時代中期から出稼ぎが盛んで、四国方面への大工や木挽、あるいは石工として男性が島外へ出て行った歴史があった。なかでも「長州大工」は高い技術を誇り、彼らが四国の多くの神社を建てたことで知られている。しかし、こういった働き手が島から出るために、残された田畑は主として女性の手に任されることになり、繁忙期には手が足りなくなる。そこで田畑の多い家は逆に「納屋子」や「買子」を置くようになった。

ノンコは島内から来る1年年季の労働者で、納屋に住まわされていたので「納屋子」といい、報酬は高くても1年働いて米1俵程度であった。カイゴの方は、伊予（愛媛）方面から10歳ばかりの子どもを幾ばくかの金銭を渡して買ってきたもので、一人前になれば家を持たせて貰う約束であったが、基本的に無給であったという。

各地を歩き来する長州大工が、四国の山中を歩き来する途中、貧窮家庭から「只でもよいから連れて行ってくれないか」と子どもを託されることもあったという。周防大島出身の民俗学者宮本常一の名著『忘れられた日本人』に掲載されている宮本自身の叔母からの聞き取りには、以下のような証言がある。叔母が19歳のときに女友達と3人で松山の三津浜から四国を旅した時のことで、明治の終わり頃だと思われる。

「宇和島の山の中の方は貧乏人が多くて、家はみんな草葺きばかり、それも土べたの上にむしろ

を敷いて世帯をしているものがよけいおりました。床板のはってある家でも、畳の敷いてある家はのうて、大方むしろをしいておりました。(略) わしら金ももっておらんので、阿波の国と土佐の国の境まであるいて、また戻ってきました。(略) 伊予の山の中では娘をもろうてくれんかといわれて…何をさせて使こうてくれてもかまわん。食わして大きうしてくれさえすればええと申しておりました。(略) 遍路の中にも子供の手をひいてあるいているのがたくさんおりました。たいがい貫い子じゃったようであります。この方(大島郡東和町)には昔は伊予からもろうてきた子供がようけおりましたの。(略) 中には買うてきた子もいたが、たいがい親がよう育てんからもろとくれといわれてもろうて来たもんであります。』

(宮本常一『忘れられた日本人』p.112)

「納屋子」や「買子」は農村労働者として雇われたり、年季奉公として買われたりしたものであるが、同じようなルートで漁業労働者である「舵子」も調達されるようになったのであろう。昭和30年ごろに、そのような実体験の記憶をもつ老婆がいたという事実は、明治以降もそのような生活習慣が当然のこととして受けとめられていたと考えられる。

3) 漁村のメシモライ

宮本常一が昭和25年7月に聞き取りをした梶田富五郎翁の証言も興味深い。梶田翁は周防大島出身の漁師で、長崎県対馬にわたり豆殿村の開拓者となった人物である。幼いときに親兄弟と死別し孤児になり、7歳まで叔母に育てられるが、その後「メシモライ」として漁船に乗りこみ、対馬に渡ることになった。そのいきさつは以下の通りである。

「久賀の大釣にはメシモライというて一まア五つ六つくらいのみなし子を船にのせるならわしがあって、わしもそのメシモライになって大釣りへのせられたのじゃ。大釣ちうのは、漁船でも大型のもんで一ぱい(一艘)に五、六人はのったろう。久賀の沖で釣るのじゃのうて、みな遠くへ出て

行ったもんじゃ。(略)ところが、わしがメシモライで乗せてもろうた船がたまたまその対馬行の船じゃった。忘れもせん、明治九年のことで、久賀を出て何日もかけてここまで来た。(略)大人はそれでもえらいもんで、その大波の上を櫓を押していくんじゃ。(略)わしはメシモライじゃから仕事はなかつた。ただおとなしう船のなかで遊うておればよかつた。せまい船の中で、あそぶことも何もないけえ、退屈にはあつたが、みんながかわいがってくれるけに、何とかもてたもんじゃった。メシモライはわし一人じゃのうて、どの船にも一人ずつのっているから、七、八人はいたろう。納屋へあがると、他の船のメシモライもあがちよるけえ、遊び相手もあつて、まア退屈はせなかつたのう。』

(宮本常一『忘れられた日本人』1984年、pp.173-184)

梶田翁は、その後何回か半年単位の遠洋漁業船に乗り込み、半年たつとまた村に戻り叔母の世話になったという。そして、十歳くらいになって「カシキ」(船の飯炊き)が出来るとなると、僅かではあるが労賃がでた。カシキを何年かするうちに一人前の漁師として育っていくという道筋であった。時には、親があつても貧乏な家では、口減らしとしてカシキに出すこともあつた。

おそらく、母親が育てている5～6歳の我が子は、危険の多い遠洋漁業へ同行することはなく、まかり間違えば命を失う危険のある航海に連れて出るということは、まさにリスクを背負った口減らしに他ない。しかし、宮本が言うように、受け入れた漁師達がこき使うでもなく、皆で可愛がり育てる様子は、ある種共同体としての情愛をも感じさせる関わりであるということも共感できる。

この事例をもって、各地の漁師の世界に「共同体的貧窮児童保護システム」なるものが備わっていたと言うことはできない。しかし孤児や貧窮児を幼いときから扶養しつつ、徐々に漁師仲間へと育てる仕組みが一部地域の慣習としてあつたのは事実であろう。

民俗学の桜田勝徳の調査によると、昭和12～15年当時、情島と同じように、幼い子どもを近隣農

村より貰い受けて、徴兵検査の年頃まで自家漁業の中心労働力とする事例は、青森県下北半島から山形、新潟、神奈川、静岡、愛知、三重、沖縄糸満においても見られたという。なかでは、沖縄糸満のヤトウイングワ（雇い子）は、谷川健一の『海の群星』⁽⁷⁾のモデルとなったこともあって有名である。

桜田は、このような雇い子の慣習は、共同して労力を提供し合う「網漁村」になく、漁船が個別に漁労に従事する「釣り」、あるいは「潜水漁」を行う村に多くあることを指摘している。これらの漁法は比較的少人数で行うもので、しかもある程度の熟練を必要とするという共通性がみられるという。厳しい自然を相手とし、効率よく少しでも安全に漁をするためには、仕事へのカンや、親方との呼吸の合わせ方も含むかなりの訓練が必要であった。桜田は「彼らは六、七歳の幼少時より二十一歳前後まで養家に養育されたといふ事、すなわち比較的生産労働力としては幼少に過ぎる期間が長く、生産面に愈々活躍を期待せらるる年齢に達すると（略）多くは本人の自由意志に任せていると云ふ事実は、単なる今日に雇用関係とは到底同一視得ざる所である」と述べている⁽⁸⁾。

さらに、西日本の近代の漁民の間においては、東北地方の農民の間のような強固な同族組織が存在せず、双系的な傾向が著しく、かつ若者宿や年齢階梯制度が発達する傾向があることが多く指摘されている。強固な同族組織によって排他的性格をもつ「剛構造」社会に対して、こういった社会を「軟構造」の社会と規定し、「軟構造」の漁村社会は、成員の追加や交替が容易にできるという点で、いわゆる海上の遭難による死亡率が高く、また漕ぎ手としての労働力が多く必要であった時代において、きわめて適合的であったと評価されている⁽⁹⁾。こういった社会条件のもとでは、家族の成員が外にでることも、逆に「家族」の中に他人が入ることについてもあまり抵抗感がない。他所から来た貧窮少年を、自然に受け入れる土壌があったのではないだろうか。情島の舵子の中には、我が子とほとんど同じ扱い受け、長じて養子

に迎えられたケースもあったという。

4. 浮浪児と島

1) 実態と乖離した浮浪児対策

戦争の長期下にともない、戦中期より、遺児家族、戦災孤児、非行児童問題等の戦時期特有の児童問題は深刻化しつつあった。しかし、昭和13（1938）年1月の厚生省創設に象徴される「戦時厚生事業」下における児童保護対策の基本命題は「人的資源確保政策」であり⁽¹⁰⁾、児童保護の観点からのこれらの要援護児童に関する施策は、ほとんど無策と言ってよい状態であった。

敗戦と同時に混乱と窮乏の社会状況の下に、戦災孤児、引揚孤児、戦没軍人・軍属の孤児等の「要養護児童問題」すなわち、育成基盤である家族から〈社会〉に放り出された子どもたちの問題が一挙に露見した。「街頭浮浪児」が巷に浮浪し、物乞いや金品接収により露命をつなぐという状況が、全国各地でしかも多量に見られたからである。

政府は敗戦の1ヶ月後、1945（昭和20）年9月20日に次官会議において「戦災孤児等保護対策要綱」を決定した。本要綱によると「主トシテ今次戦争下戦災ニ因リ父母其ノ他ノ適当ナル保護者ヲ失ヒタル乳幼児学童及青少年（以下孤児ト称ス）」を対象とし、「孤児ノ特性能力ニ従ヒ孤児ガ独立ノ生計ヲ営ム」ことができるまでの間を保護期間としていた。保護の方法としては、（イ）個人家庭ヘノ保護委託、（ロ）養子縁組ノ斡旋、（ハ）集団保護」の三種類であった。

特筆すべきは、孤児に対して本人の能力・特性に応じて「中等学校以上ノ教育ニ付テハ保護ノ方法如何ヲ問ハズ各種育英機関ニ依リ之ガ学資ノ補給ヲナシ夫々、能力に応ジ修学錬成ノ機会ヲ与フル」こととし、それに係る経費は「政府ニ於テ特別ノ措置ヲ講ズルモノト」していたことである。

村上貴美子は本要綱について、保護期間を年齢で定めず「独立ノ生計ヲ営ム」までとしていたことについて着目し、その経済的自立の方針が後の「新生活保護法」における自立助長論へと引き継がれたこと。さらに「経費ハ政府ニ於テ」と国家

責任を明示したことについては、GHQが日本政府に対して救済の公的責任原則を指示したSCAPIN404ならびにSCAPIN775より2～6ヶ月前に日本政府側から出されたことから、ここで言う「国家責任の原則」は、今日の基本的人権を基盤とするものとは異なり「むしろ、戦時下の軍人遺家族に対する子女の育英等に示されている考え方、すなわち国家賠償あるいは国家補償的考え方」に類似するものであったという見解を述べている⁽¹¹⁾。

しかしながら、本要綱の形式的文言と現実の実施状況との乖離は、空しさを感じず程大きかった。保護の方法として掲げられている(イ)個人家庭への保護委託、(ロ)養子縁組ノ斡旋については、それを実施する機関の整備もなかったし、そもそも、当時は、他人の子どもを積極的に引き受ける余裕のある家庭はほとんど皆無であるといつてよかつた。人々は、親類縁者の遺児・孤児を引き取り支え合つたが、家族と共に食いつなぐのもおぼつかない世帯が多くあつた。町をうろつく浮浪児の中には、「孤児」だけでなく、戦災や引揚げの混乱を機に崩壊した「家族」のある子どもも多く含まれていた。

さらに(ハ)の集団保護については、たとえ要綱に「国家賠償あるいは国家補償的考え方」があつたとしても、国立施設整備のための計画すら無く、戦前から細々と運営されていた民間の児童養護施設や司法保護団体等の運営による少年教護施設、あるいは引揚者用に応急的に設置された施設に頼るのみであつた。

そして、何よりもその実現へむけての経費は「政府ニ於テ特別ノ措置を講ズルモノトス」とされたのみで、裏付けがなかつた。そのため実効性に乏しく、保護の実施は「地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルモノトシ関係市町村毎ニ必要ニ応ジ児童保護委員会(仮称)ヲ設ケシメ孤児ノ保護ニ関スル各種事務ノ処理ニ当ラシムルモノトス。」としてあるものの、例えば山口県においては当該委員会が設置された形跡はない。

昭和21(1946)年4月15日、厚生省社会局長通

知によってやっと「浮浪児その他児童保護等の応急措置実施に関する件」が出され、以下の措置がとられた。

- ①浮浪児の徘徊するおそれのある場所を児童保護関係の各種職員が随時巡察し、浮浪児等を発見し、保護すること、
- ②児童保護相談所を必要な場所に設けること、
- ③都道府県児童保護主管課に「児童保護相談所」を設け、前期相談所と連絡すること
- ④浮浪児は台帳に記入して保護指導すること。

そして同年9月19日には、浮浪児が特に多く集まる地域であつた東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の7大都市府県知事に対し、厚生次官名で「主要地方浮浪児等保護要綱」が通知された。これによって、京浜地方、京阪神地方、愛知、福岡に「児童保護委員会」が組織され、浮浪児の集まる地域における一斉発見(いわゆる浮浪児狩り)が奨励された。また、発見された児童のための「一時保護所」「児童鑑別所」「児童収容保護所」等が、国庫補助のもとに作られ、7大都市府県に一時保護所18カ所、児童鑑別所7カ所が設けられた。しかし、1945～47年のこの時期、その他の地方では場当たりの保護に追われるのみで、具体的施策レベルではほとんど手つかずの状態であつた。山口県に児童課が設置されたのは、児童福祉法が制定された1948(昭和23)年2月であつた。

実態としては、1947年当初に厚生省児童局が推計した孤児は1万2,700人程度であつたが、翌年2月に実施された『全国孤児一斉調査結果』では、戦災孤児2万8,248人、引揚げ孤児1万1,351人、一般孤児8万1,266人、合計すると12万3,504人という膨大な数の孤児がいることが判明している。このうち山口県内の孤児は、戦災孤児644人、引揚げ孤児275人、一般孤児1,748人、棄児・迷児41人、合計2,708人であつた。混乱のなかに対策が後手になり、それが一層浮浪児を増やす結果になつたと言わなければならない。

2) 浮浪児と舵子

以上のように、公的な浮浪児対策が心もとない

状況のなかで、北見俊夫は、瀬戸内海の漁村調査から以下の興味深い報告をしている。

「日清・日露戦争のころ、父親が戦争に出て子ども達は放り出される状態で食事もなく与えられず、広島とか呉や島々をあちこちうろつくものが相当にいた。そうした子ども達を各地の漁船が一飯の食を与えて養い、櫓を漕がせて仕込む。子どもはなんのこともなく連れられて養子のままになっていた。三之瀬（広島県安芸郡下蒲刈島）にも他処の浦からこのようにして渡り住みつき、漁師の手助けをしている者もあるという。釣漁の漕ぎ手に重要な労働力でもあったのである。」⁽¹²⁾ 三之瀬も瀬戸内のこの地方の一本釣りの中心地であるので、恐らく情島と同じような慣習があったのであろう。

興味深いのは、その対象となった児童が従来の貧窮児童だけでなく、日清・日露戦争による貧窮及び家庭機能の崩壊を原因とする「浮浪児」が加わっている点である。戦前の我が国における育児院（児童養護施設）は約120施設であるが、そのうち70有余の施設が、明治31（1898）～明治40（1907）年の十年間に開設している。この時期に児童施設が急増した要因は、産業化や都市化という社会変化や民間慈善思想の広がりや背景として、直接的には濃尾大震災、三陸津波、東北大飢饉などの自然災害、ならびに日清・日露戦争の結果生じた孤児や貧窮児に対応するためであったと言われる⁽¹³⁾。それを考えると、戦争被害者として生じた「浮浪児」はすでに明治30年代頃から出現し、都会では主として「育児施設」に収容保護されたのに対し、社会施設がほとんど無かったこの地域では、当時の動力化する直前の漁労形態が吸引する形で、封建時代から続くいわゆる「口べらし」と渾然一体となって「保護」されていたという構図に気づかされるのである。

無論、こういった民俗学者たちの見解については、あまりに「牧歌的」とあるとの反論もある。例えば、教育学者である広田照幸の「見ず知らずの他人の中に放り出され、低賃金で一日中酷使された青少年には、それはあまりつらい『教育』で

あった。青少年を雇い入れる側は必ずしも教育的な意図を持って彼らを雇っていたわけではなかったから、酷使や虐待がしばしば平然とおこなわれた。〈略〉一般的に、児童労働が果たした無意図的な社会化機能を称揚する議論は、雇い主の無配慮や酷使がおびただしい数の少年少女の人生をだめにしてしまったことを忘れていないのではないだろうか。」⁽¹⁴⁾ という指摘である。

この『教育』の部分を「児童保護」と置き換えることもできよう。確かにこの点からすると、いくら雇い主が「可愛そうに」と思って実親から託された子を預かり、たとえ我が子と同じように養育し、時には家業の跡継ぎとしたにしても、主目的である漁労を犠牲にしてまでも養育されるものでは決してなく、付帯結果としての、あくまでも括弧付きの「児童保護」であった。そして、この点こそ、戦後新憲法下で制定された児童福祉法後、すなわち舵子事件の際に、島民たちが社会からバッシングされつつ、「児童福祉の理念」の浸透とともに意識の変革が要請された点であった。そしてそれは、実は戦前のわが国の厚生行政が、貧窮児対策（社会的養育）に対する公的責任を回避するために建前として喧伝していた「人民相互の情宜」の限界を示すものであった。

5 実地調査と舵子の状況

さて、事件発覚後、行政としては担当部局である山口県民生部ほか、山口労働基準局及び国家警察関係官が、直ちに実態調査に乗り出すことになった。

そこで判明した事実は以下の通りであった。

①年齢と雇入れ年

まず、昭和23年7月23日現在、情島に舵子としていたのは丁度50名であった。年齢分布は11歳～19歳までと広いが、16歳が13名で最も多く、次いで17歳が8名、14歳・15歳が同数で7名となっている。

舵子として雇われたのは、昭和22年が最も多く26人（52%）と半数以上を占めている。これらは児童施設からの紹介が多い。敗戦前から雇われて

図2 舵子年齢別人数

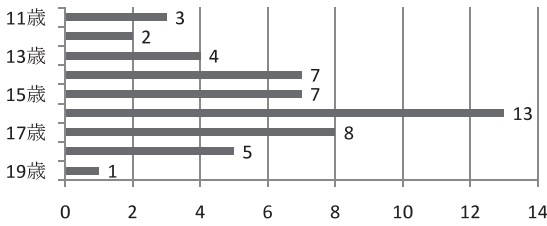


図3 舵子雇い入れ年別人数

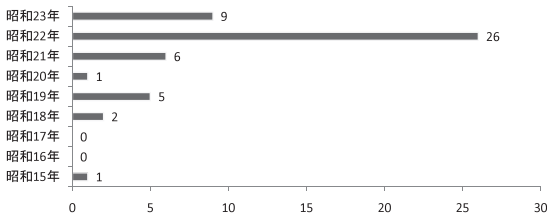


表1 舵子の本籍

本籍地	内訳	
広島県	28	広島市 8
		呉市 7
		その他 13
愛媛県	6	松山市 2
		その他 4
徳島県	1	
大阪府	3	大阪市 2
		その他 1
兵庫県	3	神戸市 2
		その他 1
九州	3	福岡 1
		熊本 1
		その他 1
東京	1	
宮城	1	
大連	1	
不詳	3	
合計	50	

いたのは8名(16%)。最も古いのは、昭和15年11月頃に10歳で、広島の母子家庭の母親との契約により雇われている。

昭和23年当時に最年少の11歳であった3名は、戦後の昭和22~23年に雇い入れられている。

なお、10歳未満で舵子に従事している子どもはいなかった。

②出身地

本籍は、広島県が最も多く28名(56%)、ついで愛媛県6名(12%)となっている。遠くは宮城、東京で各1名、さらに引揚者と思われる大連出身者が1名いる。(表1参照)

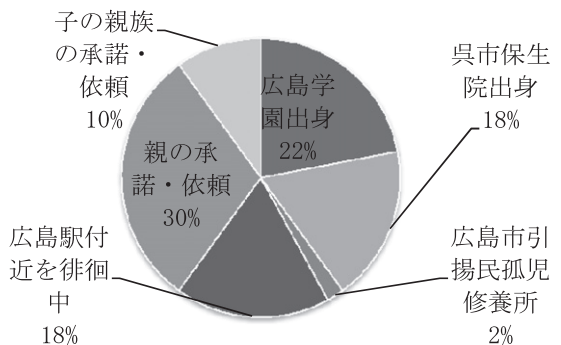
関西の浮浪児の多くは、食を求めて大阪、神戸などの大都会に集まることが多かったが、列車への不法乗車によってかなり広範な移動をしていることが知られている。それを反映してか、浮浪児から舵子になったものは、本籍地が宮城、熊本、東京、神戸、大阪など、比較的遠隔地の出身者が含まれていることが特徴となっている。

③委託経路

委託経路をみると、「広島学園長に斡旋」されたものが11名(22%)「呉市保生院長に斡旋」されたものが9名(18%)「広島市の引揚民孤児修養所長に斡旋」⁽¹⁵⁾されたもの1名(2%)となっている。両者を合わせると、福祉施設から送られたケースは、全体の4割強を占めている。

広島学園とは、教護院(現在の児童自立支援施設)である。教護院は、1934(昭和9年)に従来

図4 委託経路



の「感化法」が「少年教護法」に改正されたことにもなって従来の感化院を「教護院」と改称したもので、当時の規定によると14歳以下の「不良行為ヲ為シ、又ハ不良行為ヲ為ス虞アルモノ」を入所させる施設であった。入院要件は、1) 親権または後見を行うものなき少年、2) 親権者または後見人から入院の出願のあった少年、3) 少年審判所から送致された少年、4) 裁判所の許可を得て懲戒場に入るべき少年、の4種類と決められていた。戦前の児童養護施設(育児施設)のほとんどが民間の篤志家による創設であったのに対して、教護院は、感化法の時代から各県1カ所の割合で公設必置とされていた。1935(昭和10)年頃には、在院費として月額12円程度を徴取することを建前としていたが、大半の子どもの家庭が貧困であったため徴取免除に該当し⁽¹⁶⁾、実質はほとんど公費で運営されていたというのが現状であった。

戦局が深まり、1942(昭和17)年に塩の配給制や医療切符制が実施される頃になると、各地の教護院では、食糧費の捻出が最大の関心事となったほか、応召職員の補充や出征軍人家庭の要教護児の取り扱いなどが大きな課題となっていた。退院生の処遇方針として積極的に「満蒙開拓青少年義勇軍」へ送り出す施設も増えた。翌1943(昭和18)年頃になると、各都道府県の財政の逼迫によりさらに物資が不足したため、ほとんどの教護院では食糧確保のための開墾事業に取り組むことになった。さらに1944(昭和19)年になると、地方当局より蔬菜については基本的に「自給生産」するようにとの要請がでた施設もあり、どの施設も食糧確保のための作業や買い出しに追われる生活であった⁽¹⁷⁾。関東の教護院である千葉県立生実学校では、戦争末期の状況について「…終局に近づいたころは農作業と軍事教練に明け暮れていた…、また本校では空腹に耐えかねて夜になると近隣の農家に食物を盗みに漁る生徒が出没し、農家の人が飯や「いも」、「ふすま」などを与えた…」という古老の証言がある⁽¹⁸⁾。広島学園の状況も例外でなかったであろうことは、容易に推測でき

る。

他方で、親の出征に加えて本土空襲が始まると保護者が不在となった児童は、着実に増加していた。兵庫県立農工学校では、1944(昭和19)年度に、男子119人、女子17人、合計136人の児童を教護していたが、これ以外に都市部(神戸市、尼崎市、西宮市)の保護者不在家庭の児童調査を実施した結果、要教護児童の世話をする者のないケースが、神戸市209人、尼崎市35人、西宮市4人、合計248人あった⁽¹⁹⁾。この児童たちは、本来少年教護院に入所教護されるべきであると同関係者は問題提起したが、公的施策としては全く放置され⁽²⁰⁾、救護法制度は児童保護の観点から機能不全を起こしていた。こういった状況下において、戦中から、「食べさせてやる」という条件だけで児童施設現場が入院生を舵子へと送り出したのも無理からぬことではあった。

もう一つの施設「呉保生院」とは、昭和8年に開設した救護施設である。この種の施設の戦中・戦直後の状況については史料に乏しいが、主食配給制度の下で「闇買い」のできない福祉施設における食糧難の程度は、どこも凄まじいものがあった。松本園子による東京養育院の旧職員の聞き取り調査によると、「養育院の赤ん坊は死んでね、コロコロ死にました。だから本当に嫌だったんです。どんなに寝ないで世話をしてもコロコロ死んじゃう。棄て子が多かったですから、体力的にもいじめられてお腹の中で大きくなったと思うんですがね。それは本当に哀れなものでしたよ。私は罪つくっているみたいで、いやになりましたね。それでいったん養育院を辞めて造兵廠にはいったんです。昭和19年でしたね。…死因は結局栄養失調ですね。」⁽²¹⁾ という証言がある。「保生院長の斡旋」という事由も、広島学園と同様に、戦時中から戦直後にかけて入所者の生活費・食糧確保の手だてがほとんど失われた極限状況下における、入所児童の生存をかけた選択と考えられる。

舵子の斡旋元の一つである「引揚民孤児修養所」とは、陸軍少尉であった上栗登が、少尉の退職金2000円を元に、1945(昭和20)年10月22日に、焦

土と化した広島市の宇品に開設した民間の児童保護施設「引揚孤児収容所」である。同所は、その年の12月に名称を変えて広島市草津に移転した。当初は、沖縄やフィリピンから宇品港へ引揚げて来た孤児を収容保護していたが、翌1946年11月からは、原爆孤児や浮浪時の収容保護も開始していた。あくまでも、広島市立ではなく民間施設である。情島の漁師は、以前より草津方面の魚問屋との繋がりがあったため、地縁から紹介されたものかもしれない。

舵子のなかには、広島駅付近を徘徊していた浮浪児が「広島東署に斡旋」されたものが9名、約2割ある。広島東署に斡旋されたものとは、具体的には「駅付近を徘徊す」「広島駅で靴磨きをしていた」「広島駅付近で新聞の立ち売りをしていた」などであり、敗戦後2～3年経ってもなお保護者もなく、住所をもたず、街で生きるストリート・チルドレンの姿が浮き上がって来る。

児童福祉法制定当時（1947年）「収容保護が最も適当と思われる」児童は、孤児12,700名、貧児・虐待児1,900人、浮浪児5,500人、知的障害児66,000人、虚弱児・肢体不自由児等54,000人、教護児童30,000人であり、合計369,000人（全児童数の1.14%）⁽²²⁾（厚生省児童局における推計）と把握されている。一方、戦中に貧窮児や浮浪児を引き受けていた育児施設は、1942（昭和17）年には117施設、取り扱い児童数9,200人程度であったものが、1945年の敗戦時の推計では86施設、取り扱い児童数5,600人に減少していた。その後1947年の児童福祉法制定によって、育児施設は、1948（昭和23）年に117施設、取り扱い児童数11,091人（昭和23年3月厚生省調べ）となり、さらに2年後の1950（昭和25）年6月には394施設、取り扱い児童数20,395人と急増した。しかし、孤児・貧児・教護児童に限ってみても、要保護児童の半数程度しか収容保護できていなかったことがわかる。

しかも、これら新設された児童施設のほとんどは、民間施設であった。この時期の育児施設（児童養護施設）は、大まかに分類すると、戦前の民間慈善施設を引き継いだものと、戦後新たに民間

人が開設したもの、さらに戦時中の学童集団疎開政策に基づいて各地で「集団合宿教育」していた施設が帰るべき家庭を失った主要都市の戦災学童（孤児）を継続して収容保護したもの、の3種類に大別されるが、このうち前2者の民間施設が6割を占めていた。さらに、1949（昭和24）年のGHQの指令により原則として民間教護院の設置が禁止されたが、公立教護院が増加するのではなく、逆に民間教護院が児童養護施設へと転換している。山口県においても、1946（昭和21）年2月に共楽養育園、同年8月に中部少年学院がともに民間人の発意と渾身の努力により開設されている。

行政としては取りあえず「浮浪児の刈り込み」により育児施設（児童養護施設）・教護院・救護施設に収容保護しようとしたが、保護された子どもたちのかなりの者が、施設内の低水準の食生活や集団生活の拘束に耐えられず、いわゆる「脱走」して再度浮浪児化するなど混乱していた。

舵子となった浮浪児は、広島東署が組織的に児童を保護し斡旋したものではなく、情島の島民や関係者が広島駅付近にたむろしたり、靴磨きなどをしていた少年たちに直接声をかけ、それに応じたものを、派出所や東署で引き取りの承諾の手続きをして島に連れ帰ったものらしい。戦後に育児施設（児童養護施設）を開設した民間人のなかには、闇市などから幾人かの浮浪児を引き取ったことから始めた人もあるが、駅前から浮浪児を連れ帰った漁師とそれらの児童施設開設者のメンタリティには、どれほどの差異があったと言えるのだろうか。

一方、親や親族との直接的な契約、あるいは承諾を得て雇い入れられた子どもについてみると、広島県出身者10名、愛媛県出身者6名であり、そのほとんど呉市や松山市に偏っている。これは、戦前から続くこの地域特有の地縁の名残であろう。

④年季と契約金

漁師と児童間の「契約金」であるが、「広島学園」「呉市保生院」「広島引揚民孤児修養所」から斡旋

されたケースには、金銭授受は無かった。戦前から一部の育児施設は「里親制度」を実施しており、一定の養育料が施設側から児童の預け先に支払われていたケースがあるが、これらの3施設においては、そういった気配はない。端的に言えば、施設からの「口減らし」として斡旋されてきたことがわかる。

親が承諾して雇い入れたケースの中には、雇い入れる年齢が10歳以下の場合には、小学校6年卒業までは通学させることを条件にしているが契約金額は決められていないもの、あるいは9年間で150円などと契約金とは名ばかりの額のケースもあった。実の親がそれで承諾していたところを見ると、とくに14歳以下の年少児童に関しては、これもまた雇主側の労働者としての期待よりもむしろ委託した側の「口減らし」としての意味が大きかったようである。中には、父親が直接16歳の少年を島に連れて来て、年限を決めずに2,000円を受け取り、そのまま置いて行ったというケースもある。14歳を過ぎた少年は、概ね18歳までの期間の5年契約とし、金額も2,500～3,000円となっていた。

ちなみに、敗戦直後は物価高騰による超インフレ時代のため、貨幣価値を特定するのが難しいが、昭和22年の成人労働者の賃金水準をみると、全産業労働者の平均現金給与額は1,950円。工業の1日の平均賃金は6月に男子69円96銭、女子30円79銭だったのが、その年の年末には男子117円44銭、女子54円48銭（総理府統計局調べ）となっている。官公吏の賃金ベースは22年7月の1,800円から23年

には6,307円へと1年で3.5倍に上昇している。それらの相場を考えると、衣食住の現物支給を前提としても、成人労働者の1～2ヶ月分が舵子5年分の労賃に相当する計算となり、やはり破格の賃金設定であると言える。

当時の情島の漁師の所得水準を確認する資料はない。しかし、1946（昭和21）年に台風に見舞われた時、100艘あった漁船の大半が倒壊流出し、使用に耐える者は僅か3艘にすぎなかったという。当時島民で貯金を1,000円も持っている者はほとんどいなかったという。そんな中から立ち上がってゆくのである。頼母子講をはじめ船を造り、家を直し、昭和23年頃にはやっと前途に明るさが見えるようになっていた。⁽²³⁾ という状況であったという。都市労働者にとっては破格と思える2000～3000円の一時金であっても、漁家にとっては、それほど楽な出費であるとも言えなかったのではないだろうか。

たしかに1947～48年頃には農産物の闇販売によって暴利をむさぼった農村の人々もあったようである。漁師たちも、魚が獲れさえすればいくらでも闇市で売れる時勢であることから、少しでも漁獲高を上げようと、なおさら舵子集めに積極的な姿勢を持ったのかもしれない。

しかし、実情はそれほど簡単ではなかった。終戦にあたって、呉の海軍が所持していた膨大な量の爆弾や砲弾が、情島の近くにある能美島の北や倉橋島と柱島の間の海に投棄された。そこで、その爆薬を引揚げて「爆薬密漁」に使う者が出て来た。一本釣りのような悠長な漁ではなく、水中

表2 舵子の年季と契約金

No.	雇い入れ年	雇い入れ年齢	年季	金額	契約者
1	昭和19年	14歳	5年間	2,500円	母親
2	昭和15年	10歳	9年間	150円	母親
3	昭和23年	14歳	3年間	3,000円	父親
4	昭和18年	10歳	7年間	通学させ、契約満期の際に謝礼金	母親
5	昭和23年	14歳	5年間	2,500円	母親
6	昭和22年	16歳	—	2,000円	父親
7	昭和22年	10歳	5年間	2,000円	両親

で火薬を爆発させ、浮いてきた魚を捕るという、荒っばい漁であった。さらに、戦前に豊後水道を拠点として東シナ海に出漁していた「二艘底引き漁船」が漁場を失ったため周防灘に進出するなど、周防灘が「無法漁場」になっていたのである。爆薬や底引きによって海底は荒らされ、桜鯛の好漁場は、短期間に「死の海」に等しいほどの状態に陥った。

その後取り締まりが強化されたが、安全な海に回復するには10年ほどかかり、その間に次第に一本釣り漁師たちの気力は萎え、「漁民の陸上がり」が促進された。舵子を多く必要とした情島の漁師たちは、ほとんど同時期に舵子をつかう漁がやりにくくなっていた。

⑤就学状況

舵子の就学状況を見ると、〈図5〉にみるように、50名中21名（42％）は戦前の義務教育課程である尋常小学校6年を終了しているが、27名（54％）は戦前の義務教育も未了であり、うち不就学児童が1名あった。また、現在就学中の者はいなかった。

昭和22年4月1日施行の学校教育法により6・3・3制となり新制中学校が生まれ、昭和22年4月の入学者から義務教育年限が延長となったため、当時小学校の高等科1年の生徒（希望者のみで非義務制）は、併設中学校の中学2年と3年に移行することになっていた。しかし、舵子については、そのような移行にともなう配慮はされていなかった。

なお、この実地調査に引き続き、8月4日より5日間で舵子の知能検査が実施されている。その結

果は概評として「知能指数はおおむね70以下」であったと簡単に報告されているが、個別調査一覧の特記事項として「幾分低能」と記されているのは3名のみであった。

6. 行政の対応

1) 昭和23年における行政の対応方針

実地調査に赴いた関係機関（山口県児童課、岩国労働基準監督署、徳山児童相談所、山口県学務課）は協議の結果、今回の取り扱いについては「措置方針」を申し合わせた。各使用主からは「始末書」を徴して嚴重戒告をするとともに、各機関においてそれぞれ指導監督することとなった。

当初、関係機関が協議の上出した「措置方針」と具体的措置は以下の通りである。

〈措置方針〉

- 一、離島を希望する者に対しては、夫々本人の希望により出身学院なり、親元に帰すか或は適当方面へ就職の斡旋をする。
- 二、引続き在島を希望する者に対しては、なるべく里親制度による取扱をなさしめるよう要請し、これによりがたいときは次の通り措置する。

(1) 満12才より満14才までの者は、義務教育を受けさせることを前提条件とし軽易な労働に従事させることは差し支えない。（下線筆者）

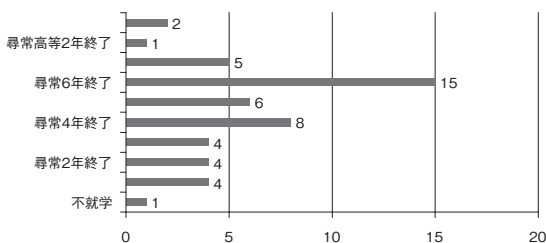
(2) 満12才未満の者は、舵子の業務に従事させないこと。

(3) 満14歳以上で義務教育を終了したものの及び満15歳以上の者に対しては、労働基準法の労働者としての取り扱いをすること。

(4) 将来児童の取扱については従来の如き封建的待遇を改めることと共に、児童の福祉増進に図るため娯楽、衛生面等に配慮する外、将来の独立について充分考慮すること。

備考 前借金労働契約について

図5 舵子の学歴



は、労働基準監督署の指示により措置する。

さらに、関係行政当局者たちは、油田村長ならびに5名の舵子組合総代と協議し、1948（昭和23）年8月4日付けで、将来に対する取り扱い方法を以下のように決定した。

(1) 就学関係について

- a. 小学校義務教育については通常の児童と同様、就学さすこと。
- b. 中学校については、特殊学級を設け、就学さすこと。
- c. 学校の経営維持については、村並びに県学務課において別途考慮すること。

(2) 里親制度の適用

満14歳以下の者については出来得る限り、児童福祉法に定めた里親制度を採り、使用主は里親となるよう措置すること。

(3) 労働基準法の適用について

〈賃金〉

- a. 満15歳の者は、食費・衣料費等、日常生活費を使用主が負担し、それ以外に最低月100円以上を支払うこと。
- b. 賃金は、年齢、技能に応じ適当に増額させること。
- c. 月に支払う給料は貯金とし、監督署の許可を受けて使用主が委託管理するものとする。
- d. 賃金台帳の備付をして監督署の監督を受けること

賃金台帳の整理は、舵子組合代表東野喜代一氏に於いて、各使用主のものを一括整備記録すること。

〈労働時間・休日・休憩〉

法第四条の規定により、適用除外とする
〈年次有給休暇〉

親のある舵子にして、帰郷したいような場合にはそれを阻止することなく、帰郷さすこと。

(4) 労働契約

現在契約中の1年を超える年季契約は無効とする。

(5) 前借金

現在5年で2500円等の前借の形をとっているものは之を改め、年季を禁止し借金と舵子の労働とを全く切り離したものとすること。

(6) 適用事業報告、賃金台帳、労働者名簿及び年齢証明書等の備付

東野氏に於いて責任をもって備付け記録すること。

(7) 現在まで違反に対しての処罰

全使用主より始末書、誓約書を徴し、今後再びかかる違反のないよう厳重戒告する。

資料：（岩国労働基準局 行政資料（謄写版）
所長 関口儀郎、労働基準監督官 栗屋節生）

実地調査に赴いた行政当局者間の協議において、12歳未満は舵子の禁止、12～14歳は軽微な労働、15歳以上は労働者として扱うこととし、14歳以下の子どもについてはできるだけ「里親制度」の適用となること等を決め、小・中学校への就学を義務づけ、中学校には「特殊学級」を設けることとしている。しかし、処罰としては、始末書、誓約書を徴したうでの厳重戒告に留めている。

当地の舵子の問題については「学校に行っていないなかった」（教育保障）ということと、「雇用関係の不明瞭さと前借制度」（労働基準法の適用）に集約し、その2点を主たる改善指導課題とみなしたことがわかる。

2) 行政官の心証

調査の結果、地元の行政官は「大半の使用主は舵子に対して家族同様の待遇をなしており、新聞報道されたような過酷な事実はなく、単に永年の慣習により「無自覚無関心」⁽²⁴⁾に子どもたちを取り扱っていた」ためであると、漁家に対して比較的好意的な心証を得たようである。

当時、実地調査に赴いた行政担当者の小林末次は、調査の状況について以下のように証言している⁽²⁵⁾。なお、小林氏は、当時山口県民生部児童

課で児童保護を担当しており、弱冠21歳の青年であった。

★県庁に勤められた昭和21年と言えば、戦後の大変な時ですね。

○ええ、引揚者、戦災者、浮浪児がおったりで。私は社会課のなかで児童の係で、浮浪児を担当していました。私は戦後初めて県に採用された「吏員」の一人です。当時ほとんく生活保護が大変で、そういうものを社会事業として社会課でみなやりよったです。

★最初に「舵子事件」に知られたのはどういう経緯でしたか？

○それはね、昭和23年ですね。最初に刑事、当時の警察が来てね、それが人身売買事件だというので。大島郡の方で行われているというので、すぐに役所を出ました。大島に一晩泊まったんです。行くまで相当時間がかかりますから。情島は大島のそのまた先でね。そのときは、大島にはもうバスが通っていましたが。

警察もですが、初めは（県庁の）みんな一緒に行こうと行って、行ったんです。偉い人もおりましたが、実際の担当は私で、それまで浮浪児などを連れに行ったりしていたから、私が一番色々言いました。

★それまで、事件がある以前に、情島の状況などについて聞いたことがありましたか？ 広島から浮浪児が送られていたことなど。

○いいや、その時、私らは初めて知ったのです。そりゃ、当時は（浮浪児は）よけえ居るんですから、ごちゃ混ぜですね。

★実際に行かれてみて、如何でしたか？

○舵子は、鳥の子どもと余り変わらなくて、親と一緒に働いて、ただ学校に行かない、ということだけでした。違うのは…。いや～、他の子どもと全然変わらなかった。そりゃあ新聞なんかは、食べるのも（家族と舵子は）別々とか色々書いていたけれど、そういうことは事実とは違いました。みんな一緒に、我が子も

一緒に。そりゃ休みはあまりなくて、夜でも漁に出とったけれど、それは夜に魚がよけえ（沢山）とれるから皆が漁にでるんで。親方に連れられて…、親方というても「おじさん」ですが…。ちゃんにご飯も食べさせて貰ってました。

★事件の発端は、もと浮浪児だった、割と手に負えない子が逃げたのが見つかったと言うことですが…。手に負えない子も多かったのですか？

○そっちも、そんなに悪いのはいなかったです。まあ、悪いといたら、少しだけ、子どもの中で争いごとがあったくらいですね。とくに親分はおらんです。全部で51～2人いましたけど、舵子はね、皆、一軒に2～3人ごとでしたから。

★事件の後も、かなりの子どもさんが島に残っていますね。

○島から出るというのは、4～5人くらいだったかな。それに一旦出て行った子も、後から島に戻りました。というのは島の方が、外よりずっと食糧が良かったからね。魚があるからね。腹一杯食べられる。町の人には、普通の人を買おうにも買えないから。島より県庁の周りの方が食糧事情は悪かったです。みな闇でしたから。漁師は魚と他のものに交換できたから。

★事件後の対処はどうされましたか？

○県庁に戻って、話し合いました。私は、そんなこと（何とか対処しろと）を言うたって、それぞれみな違うわ～や、と言いました。小さい子は尋常6年くらいの子で、10歳になるかならんかが少し。ほとんどの子はそれ以上の15～16歳、18～19歳くらいの大きな子もいました。漁師の人も色々で、「こういう子は可哀想だから食わしてあげる」というのも居たし、「漁師として使おう」というのもいた、それぞれじゃった。だけど、どこもそんなにコキ使うという感じじゃなかったです。漁船は、あっこら辺は（潮の流れが）6ノットく

らいあるんです。それで、船が潮に流されながら漁をするから、親方が船の向きを「右じゃあ、左じゃあ」と大声で言って、それにしたがって舵子が向きを変える。その時は、それほど力はいらなくて、ただ親方の指示通り船の向きを変えるだけです。海の上ですから、親方は大声で「右じゃあ、左じゃあ」です。そりゃ潮の下からもとに戻すときは、少しは本気で漕がなければなりませんけど、それくらいです。

- ★刑事事件となった舵子の死亡の件ですが…。
- あれは「異常食欲」の子でした。それが、食べ物を隠しておいても探して食べるんです。腹を壊してもそれでも食べる。だからとうとう、タンベに入れられて、外から鍵をかけられたんです。他の子は、ありゃあ、ホイト（乞食）をするから、ちゅうて言ったりしました。
- ★島から離れた子どもたちは、その後どうなりましたか？
- 家に貰われた子もいるし、議員のお寺に小僧行ったり、お店やに（奉公）行ったりしました。たしか4～5人ばかり、そういうのが島を離れました。私と上司は、1軒1軒回って、舵子に「お前は、ここを出るか？ どうするか？」と聞いて回りました。それで、その子の希望どおりにしてやりました。

（★=筆者、○=小林）

小林末次は、事件の後『とにかく、情島では、何とか食べられる。また、辛抱すれば一人前の漁師になることもできるということで、相当数の少年が梶子として島にやって来たり、保護施設の方でも浮浪癖のある者、知恵遅れのある者などを梶子に送り込んだ。また島の漁民たちもこうした子どもに対する同情心から連れ帰った人も相当見受けられた。』（『世は情・梶子の島の思い出譚』）とも書き留めている。

現地状況を知った行政官を含めた周囲の人々は、その生活感覚からすると、亡くなった子どもには申し訳ないと思う一方で、「虐使」「暴行」「責

苦」「幽霊」「死の脱出」などという新聞報道に見られるような義憤・公憤といった類いの感情からはかなり乖離しており、むしろ心情的には、小林証言にあるように「（島の子たちと）何も変わらんかった」「子ども等は腹一杯、食わせてもろうとった」という印象が強かったようである。

そのため基本方針に、小学校を卒業した12～14歳の（中学校相当）学齡児については義務教育を受けさせることを前提条件としつつも、わざわざ「軽易な労働に従事させることは差し支えない」とまで書きこみ、舵子を使った労働形態そのものについてはことさら積極的な改変は求めなかった。その辺りに、当時の行政担当者たちの心性が滲み出ているといえよう。

3) 舵子の動静

個別調査の結果、当時雇われてい

た舵子50名のうち、離島を希望した者は右の8名であり、残りの42名は自発的に島に残り、舵子が続けることとなった。8名はそれぞれ本人の希望にそって措置されることとなったが、そのうち家庭引き取りとなった者は1名のみであった。

4) 特別学級の開設～教育制度への適応～

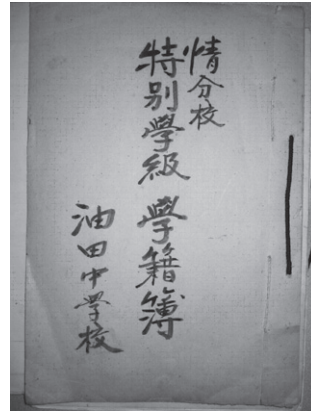
明治21年に大島（屋代島）の和田村弘道小学校・伊保田分校が油田小学校になるのに伴って、その分教場が開かれたのが情島の教育施設の始まりであった。当初の児童は5～6名であったというが、大正元年に建坪38坪、運動場47坪ほどの校舎が建てられた頃には、児童数は50名ばかりに増え、以後昭和18年頃まで全校児童数は60～90名を推移している。そこでは教員2名による、3学年複式授業が実施されていた。

ただ島には初等科しかなく、高等科に進むには、島を出て大島（屋代島）の伊保田に下宿し、油田高等小学校に通うほかなかった。前述したように島の子どもの大半は、初等科を卒業すると女子はそのまま家事手伝いをし、男子は徴兵までは親の船の舵子をしつつ漁の見習いをした。女子は家の手伝いや農業をしながら針仕事を習い、上達

して羽織が縫えるようになると一度は島外へ奉公に出たという。2～3年の女中奉公や女工を経験したのち、島に戻って結婚した。

表3 昭和23年に離島した舵子

氏名	年齢	措置
〇〇 健二	14歳	久賀署に保護
〇〇 貞男	17歳	父親引き取り
〇〇 博	11歳	久賀署に保護
〇〇 勳	16歳	日良居村の機帆船に雇われる
〇〇 至冬	13歳	白木村長(寺)の小僧となる
〇〇 義昭	17歳	造船所に雇われる
〇〇 正男	19歳	久賀町〇〇鉄工所に雇われる
〇〇 勝美	17歳	久賀町の機帆船に雇われる



戦前の進学率をみると、昭和16年に国民学校となり高等科が義務制となるまでは、油田小学校(情島分校を含む)の小学校初等科の卒業生のうち高等科に進むものはおよそ7～8割程度であった。年によっては女子の半数程度しか高等科に進んでいない学年もある。中等学校に進学できる子どもは、ほとんど例外的存在であるといつて良かった。

周防大島(屋代島)の農家出身の民俗学者宮本常一は、明治40年生まれであるが、大正9年に50名の小学校の同級生のうち中学に進学したのは2～3名であった。宮本はクラスの級長で向学心もあったが、貧しさ故に中学進学をあきらめ、高等小学校に進学する。2年後に高等小学校を卒業時に、村に残って農業に従事したのは同級生12人のうち宮本一人であったという。農村部に比べて漁村部はさらに進学率が低く、夜間の漁などのために「長期欠席」の率は高い傾向がある。

さらに、戦争も押し迫った昭和20年3月に「決戦教育措置要綱」閣議決定され、国民学校高等科は、原則として1年間授業停止となった。大島(屋代島)の高等科の児童たちは、徴用令に応じて岩国市の「帝人」作業員として出向いたり、農繁期には出征兵士の家への奉仕や、麦畑・芋畑の開墾、炭焼き等の農作業等に追われた。初等科の幼い児童たちも「勤労作業団」として、食糧増産の一助にと甘藷栽培や松根油とりに駆出され、実質的な教育は望むべくもなかった。成年男子の出征等による人手不足を補うために労働力としての舵

表4 情島中学校の生徒数と学級数の推移

年	生徒数	学級数	
昭和22年	37	1	油田中学位
昭和23年	38	1	
昭和24年	54	2	
昭和25年	51	2	
昭和26年	53	3	
昭和27年	47	2	
昭和28年	46	2	
昭和29年	53	2	
昭和30年	44	2	
昭和31年	43	2	
昭和32年	40	2	
昭和33年	26	2	
昭和34年	-	-	情島中学校
昭和35年	38	2	電話と校内放送新設
昭和36年	53	2	
昭和37年	54	3	ミルク給食開始
昭和38年	54	3	
昭和39年	48	3	
昭和40年	45	3	
昭和41年	45	3	
昭和42年	49	3	
昭和43年	45	3	
昭和44年	46	3	
昭和45年	48	3	

子はますます必要とされるようになり、戦時中から徐々にその数が増えていたが、子どもの教育保障という視点からみると、戦時の特殊状況下において、島の一般児童と舵子とのギャップはさらに小さくなっていた。

敗戦後、大島郡の島々にも戦災者・引揚者・復員軍人などの帰還・流入人口が急増し、1946（昭和21）年に情島分校の小学児童数は112名まで膨れ上がった。教員は4名配置され、初等科3学級、高等科1学級の4学級編成で行われるようになった。1947（昭和22）年3月31日に教育基本法が施行されたのに従って、同年5月に油田中学校の情島分校が開設され、高等科生徒は油田中学に編入となり中学の情島分校に入学することになった。高等科から移行した生徒も含めて37名、学級数は1クラスであった。

1948（昭和23）年は38名で中学生は1名しか増えていないが、翌1949（昭和24）年には生徒数54名、クラス数2名と急増している。これは、県が事件後に前述の「取り扱い方針」にそって同中学に「特別学級」を開設したためである。学籍簿によると、昭和23年10月1日付けで入学したのは1年生7名、2年生7名の合計14名。このクラスは全て舵子の少年たちであり、地元の子どもは一人も含まれていない。年齢は、11歳1名、12歳1名、13歳2名、14歳4名、15歳3名、17歳1名、不明2名と幅広かった。舵子のそれまでの就学状況は芳しくなく、特別学級に進学した舵子のうち、小学6年を修了していた児童は2名に過ぎず、多くは3～4年程度の通学経験しかなかった。不就学児も1名含まれていた。

この「特別学級」とは、今で言う特別支援学級（障害児学級）とは異なり、午前中は授業をして午後は漁に出たり、また天候不良の時は終日授業を実施するなど、仕事に合わせて適宜授業を組み込むという、変則学級を意味していた。調査時点における「知能指数はおおむね70以下」や「幾分低能」という調査結果は、時の担当者からは障害児教育ニーズとしては受け取られていなかった。

残された学籍簿の記載内容は、通常学級と比べ

てかなり乏しい。メモ書きで目につくのは出席状況で、在籍者のうちの一人は出席日数135日／欠席70日、別の一人は出席日数132日／欠席73日と、三分の二程度しか出席していない状況が走り書きされている。

子どもたちの勉学意欲もそれほど強くなかった様子で、個別状況欄には「やる気がない」等の書き込みもみられる。小林吏員の証言によると、実際には「特別学級」は、舵子の子どもたちからはそれほど受けが良くなく、学齢超過児童の「就学希望者」もそれほど熱心には登校しなくなったようである。おそらく能力的に若干低く、加えて浮浪や貧困のため学習習慣の形成されなかった舵子たちにとってみれば、せっかく漁に出なくてよい時間は、教室で読み書きの勉強をするより、むしろ海辺で遊ぶ方がもっと魅力的であったのであろう。

また、島民の子どもが通っていた通常学級の学籍簿の記載をみると「親が教育不熱心」「理解に乏しい」と記載されているように、我が子の就学についてさえもさほど熱心でない島民もおり、舵子の傭い主のなかには、従来通りの漁を中心とした舵子の生活を積極的に変えようとしなない人もいたようである。

5) 労働基準法の適用等

①労働基準法の適用

15歳以上の舵子には、1947（昭和22）年4月7日に制定されたばかりの労働基準法を適用することになり、当時舵子組合代表であった東野喜代一を管理者として、舵子の「賃金台帳・労働者名簿・年齢証明書」等の帳簿の管理や、毎年の労働基準局宛の「適用事業報告」を実施するようになった。責任者の東野氏は、もともと方面委員を務めるなど土地の人望の篤い人物で、息子たちを島外の商業学校などに進学させていた。後に、東野氏の息子達は、島の汚名を払拭するために私財を投じて、情島に児童養護施設を開設することになる。

1952（昭和27）年9月1日改正以前の労働基準法の主な該当条項を照らし合わせると、以下の通

りである。とくに関連する条項に下線を付した。
(最低年齢)

第56条 満15歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満14歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程またはこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第8条第6号乃至第17号の事業に係る職業で、児童の健康および福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満12歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作または演劇の事業については、満12歳に満たない児童についても同様である。
(年少者の証明書)

第57条 使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前条代2項の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書および親権者または後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

(未成年者の労働契約)

第58条 親権者又は後見人は未成年者に代わって労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人または行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。

第59条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者または後見人は、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならない。

(年少者の労働時間及び休日)

第60条 第32条第2項、第36条及び第40条の規定は、満18歳に満たない者については、これを適用

しない。

第56条第2項の規定によって使用する児童については、第32条第1項の労働時間は、修学時間を通算して、2日ついて7時間、1週間について42時間とする。

使用者は、第32条第1項の規定にかかわらず、満15歳以上（第56条第1項但し書きに規定する満14歳上を含む。）で満18歳に満たない者については、1週間の労働時間が48時間を超えない限り、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合には、他の日の労働時間を10時間まで延長することができる。

(深夜業)

第62条 使用者は、満18歳に満たない者または女子を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。但し、交替制によって使用する満16歳以上の男子については、この限りでない。

労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域または期間を限って、午後11時及び午前6時とすることができる。

交替制によって労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、第1項の規定にかかわらず、午後10時30分まで労働させ、または前項の規定にかかわらず午前5時30分から労働させることができる。

前3項の規定は、第33条第1項の規定によって労働時間を延長する場合又は第8条第6号、第7号、第13号、第14号及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第14号の事業に使用される満18歳に満たない者については、この限りではない。

第1項及び第2項の時刻は、第56条第2項本文の規定によって使用する児童については、第1項の時刻は、午後8時及び午前5時とし、第2項の

表5 舵子の最低賃金

(現物給付を除)	満15歳～	満16歳～	満17歳～	満18歳～	満19歳～	満20歳～	満21歳～	満22歳～	満23歳～	満24歳～
最低基準月給	100円	150円	200円	250円	300円	400円	500円	600円	700円	800円

時刻は午後9時及び午前6時とする。

(帰郷旅費)

第68条 満18歳に満たない者又は女子が解雇の日から14日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満18歳に満たない者または女子がその責に期すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定をうけたときは、この限りではない。

その後、毎年労働基準監督官により、監督された。1929(昭和24)年の報告書によると、食事衣料附の100~130円を支給するなど概ね良好であるが、貯金管理については、管理はしているが許可手続きが未了のため、その点が指導されている。1930(昭和25)年には、賃金の一部を現物で支給していることについて、現物給与の評価額(1ヶ月千円前後が妥当)を月給に加えて支給した上で、衣食住費として徴収する建前とすること、労働者名簿・賃金台帳・適用事業報告等を未提出であること等の違反が指摘されるとともに、「現在の給与があまりに低きに失し、児童将来の独立生活の希望を失わせる」ことを理由に、以下のように年齢別最低賃金を示している。

②「家庭養育雇用児童」保護対策要綱

情島で第1次舵子事件が起きた年、これも栃木県の農家で従来から相当ひろく行われていた他人の児童を引き取りその家庭で養育又は雇用する慣行が、いわゆる「児童の人身売買事件」として新聞紙上に取り上げられたのをきっかけに、次々と同種の事件が顕在化し、大きな社会問題となった⁽²⁶⁾。

現地では、関係する行政機関によって「児童身売防止対策委員会」が組織され、調査ならびに善後策がとられた。それを受けて、中央でも急遽関係省による対策協議会を開き、協議結果が厚生次官、法務行政長官、労働次官、文部次官の四次官連名の通達『親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について』(厚生省発見第四五号)がまとめられ、1949(昭和24)年

5月14日公表された。対策要綱の前文には「この種の慣行は、たんに栃木県、福島県地方のみに行われているものではなくて、いろいろの形態のもとに全国的に各地で行われているものかと思われる。これは児童の福祉に関係した極めて重要な問題であるから、今回親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童(以下家庭養育雇用児童という。)についてその全国的な保護対策を左の通りに決定することになった。これが円滑に実施されるか否かは、わが国児童保護事業の消長に直接に影響するものであるから、実施にあたっては慎重な考慮を払い、児童の福祉の保障につき万遺憾のないよう努められたい。」と当時の国の緊迫した構えが伺える。

5日後の5月19日には、本対策要綱の基本方針にのっとり、さらに関係省庁が具体策を加えて、各都道府県知事あてに通知が出された。この通知によって示された『保護対策実施要綱』は、以下の通りであった。

第1 現在行われている家庭養育雇用慣行に対する措置

1 実情の把握に努めること。

現在行われている家庭養育雇用慣行の態様は多種多様であって、先ず第一にその態様と個々の実情の把握に努めることが必要である。

(1) 児童委員による実情の把握

市町村長が中心となり、児童委員をして、家庭養育雇用児童の保護に関したえず必要な注意を払い、その実情の把握に努めしめること。

前項の児童とは、四親等内の児童を除き親元を離れ他人の家庭に養育又は雇用されている凡ての児童をいうのであって、家庭に雇用されている児童の中に女中、子守、農事使用人、店員等一切の年期奉公者及び雇用人等が含まれることはいうまでもないが、児童福祉法にいう里親に養育されているもの、少年法の規定により少年保護司の観察中のもの、単なる下宿人及び寄宿舎等の家庭以外のところにいるものは対象とならない。

実情把握の対象となる児童の中には労働基準法の適用のあるものも含まれるのであるが、これは労働基準監督署の行う監督に協力するとともに児童の日常生活に関する保護

をも併せて行うことを目的としているものである。

(2) 市町村長の児童福祉司に対する連絡
市町村長が右の結果、

A 労働基準法の適用を受けない雇用契約が(例えば家事使用契約)、(a)親権者又はこれに代わるべき者が児童の意志を顧みることなく雇用契約を締結している、(b)雇用契約の期間が不当に長い、(c)児童の労働を条件として前借金を受け取っている、(d)児童が途中で逃走した等契約不履行の場合の損害賠償額を予約している等の条件を含んでいて、これにより直接にあるいは間接に児童の自由を不当に拘束していると思われるもの、
又は

B 雇用契約が労働基準法その他の関係法令に違反するとか、児童が虐待されているとか、冷遇されているとか、その他著しく不適当な監護を受けている等のため、児童の福祉の見地から特別の措置を必要とすると思われるものを発見したときは、児童委員をして精密な調査をさせ、その結果ならびに意見を附して、担当地区の児童福祉司に連絡すること、なお児童委員の行う調査には必要に応じて、労働基準監督署、労働省婦人少年局地方職員室、公共職業安定所その他の関係機関の協力を求めること。

(3) 児童福祉司の行う調査と必要な措置の判定

右の連絡を受けた児童福祉司はそのケースにつき児童委員の協力をえて個別調査を行い、県児童課又は児童相談所、必要に応じてはそれぞれ労働基準監督署、労働省婦人少年局地方職員室、公共職業安定所その他の関係機関と取るべき児童福祉の具体的措置について協議決定すること。

2 児童福祉の具体的措置

1の(2)に掲げるような、雇用契約が直接にあるいは間接に児童の自由を不当に拘束しているものであれば、それは法律上無効になるものが多く、それに対して児童の福祉の見地から新たな措置をとらなければならないことはいうまでもない。なおその外に家庭養育雇用慣行の中には雇用契約が労働基準法その他の関係法令に違反するとか、児童が虐待されているとか、冷遇されているとか、その他著しく不適当な監護をうけている等のため、児童の福祉の見地から新たな措置を必要とするものが相当多数あると思われるが、児童福祉の具体的措置をとるにあたっては児童の意思を尊重することはもちろん、諸般の事情に照して児童の福祉が最も良く保障される左のいずれかの措置をとるよ

う指導に努めなければならない。

(1) 児童を親元に返して、その家庭に生活援護その他の指導をすることによつて現実的に児童の福祉が保障できる場合には、児童を親元に返すこと。そのために児童福祉司は都道府県を通じて児童の親元の地区を担当する児童福祉司又は児童委員等と緊密な連絡をとり、親が児童を他人の家庭に出すにいたつた原因、親の現在の生活状況、児童を親元に返すことが適当であるかどうか等について調査すること。

(2) 児童を親元に返すことが適当でなく、しかも児童を現在の家庭から引き離して保護する必要がある場合には、他の適当な里親を見つけて児童を委託すること。なおこの場合適当な里親が見付からないときは適当な児童福祉施設に入所せしめるか、他の適当な個人家庭に保護を依頼するとかその他適当な措置をとること。

(3) 児童の福祉の見地から現に児童が適当な保護を受けており、現在の家庭でそのままひきつづいて保護されることが他の措置をとられるよりも一層児童にとつて幸福であるという客観的事情が認められるときは、

A 先ず第一に児童福祉法にいう里親として適格なものは、法の里親にすること。

B 児童福祉にいう里親にするには若干の適格条件を欠いているが、なお児童が幸福に養育されている場合(児童が働いている場合を除く。)には、児童福祉司、児童委員等の指導監督のもとに養育を継続せしむること。

C A、Bの外児童を働かしている場合はそれぞれ適当な年齢に応じ、次のいずれかの措置をとること。

(a) 労働基準法の適用があるものについては不適当な労働条件を是正するとか、新たに適正な労働契約を締結させる等児童の労働条件の改善に努めること。

(b) 労働基準法の適用がない家事使用についても、労働基準法の精神にのつとり、不適当な雇用条件を是正するとか新たに適正な雇用条件を締結させる等児童の雇用条件の改善につとめること。

なお、この場合にはそれぞれ労働基準監督署、労働省婦人少年局地方職員室と緊密な連携をとること。

3 児童福祉司、児童委員の行う指導

児童福祉司、児童委員は特別な措置を必要とする(1)、(2)、(3)のケースについては勿論、その他の家庭養育雇用慣行についてもたえず注意を払い、必要があると思われ

〈児童福祉法体制〉受容のプロセス

るときは児童の保護に関する適当な指導をなすよう努めること。

4 児童の就学奨励

家庭養育雇用児童の中には未就学、不就学ならびに長期欠席の児童が相当数いることに鑑み親権者又は後見人に対してはもちろん、他人の児童を家庭で養育又は雇用している者に対しても、学齢期にある児童を通学させて義務教育をうけさせるよう積極的な指導を行うこと。このためには教育委員会の積極的な活動を促し、市町村、学校、PTA、児童福祉児童委員が相協力して児童の就学にむかつて努力すること。児童を就学させるに際しては、特に学年編入につき、児童の生活年齢、精神年齢等を十分に考慮して児童に最も適した措置を講ずることが必要である。

第2 家庭養育雇用慣行に対する今後の措置

いわゆる「児童の人身売買事件」のごときことが再び発生しないようにするとともに、さらに進んで児童の福祉を積極的に増進するために、今後は次のごとき方針でその実施にあたること。

1 児童の人権尊重

児童の最大の幸福は原則として両親のもとで健やかに育てられること、児童の基本的な人権を尊重しなければならないこと等の児童福祉思想を普及徹底せしめ、児童をあたかも親の所有物であるかのごとく考え、児童の幸福を顧みることなくこれを勝手に処分するような封建的な遺制を根絶是正するよう努めること。

2 児童を養育することが困難な者の児童福祉司、児童委員の相談児童がたんに家庭が貧困である等の経済的理由のみで児童をその家庭から引き離すことは児童の福祉のために適当でない。しかしながら経済的、身体的又は精神的な原因のためにどうしても、児童を養育することが困難になった場合には、必ずその地区を担当する児童福祉司、児童委員に相談するよう一般の啓発指導に努めること。

右の相談があつた場合には、児童福祉司、児童委員は懇切丁寧に事情を聞き、必要によっては、実情を調査して、それぞれの事情に適応した生活援護、里親委託、児童福祉施設への入所、その他適当な保護指導の措置をとること、児童福祉司、児童委員においても担当地区の人々にその氏名やその仕事の内容を周知せしめ、児童福祉司、児童委員のところへいけばきっと必要な面倒をみてもらえるという

情勢を整えておくこと。

但し、児童福祉司、児童委員が右の措置をとろうとするときは、児童をたんに経済的理由のみで家庭から引き離すことは児童の福祉にとつて適当でないことを十分理解し、児童をできるだけ家庭から引き離すようなことなく、その家庭に対して生活保護法の適用その他凡ゆる指導援助をなして児童の福祉を図るよう努めること。

3 公共職業安定所の利用

児童が就職するときには必ず公共職業安定所を利用するよう一般の指導に努めるとともに、許可をうけないで就職の斡旋をすることは法の違反となり、したがつて処罰されることを一般に周知せしむること。児童福祉司、児童委員等が児童の就職について相談、又は依頼を受けた場合は、必ず所轄公共職業安定所に連絡すること。

4 仲介業者の排除根絶

児童福祉司、又は児童福祉員が営利を目的として児童の就職の斡旋をする者を発見したときは、直ちに労働基準監督署又は公共職業安定所に連絡して、それぞれ労働基準法、職業安定による悪質仲介業者の排除根絶に努めるとともに、無料で就職を斡旋することも、許可を受けないでこれを反覆して行う場合には、職業安定法の違反となるから、かかる斡旋者の排除についても公共職業安定所と連絡を密にすること。

なお、児童福祉司又は児童委員が、児童福祉法第三四条第一項第八号の規定（改正予定）に違反して、営利を目的として児童の養育を斡旋する者を発見したときは、直ちに県児童課又は児童相談所に連絡してその排除根絶に努めること。

5 児童福祉法にいう里親制度の普及

児童福祉法にいう里親制度の普及徹底を図り、真にやむをえない事情のため他人に児童を預けることを余儀なくされた者が、勝手に他人に児童を預けるようなことをしないで、児童相談所を通じて里親制度を活用するよう、一般の啓発指導に努めること。なおこの場合地区の児童福祉司又は児童委員に連絡相談させるようにしてもよく、連絡相談があつたときは、児童福祉司又は児童委員は必ず必要な斡旋指導をすること。

第3 都道府県間ならびに関係諸機関の連絡

家庭養育雇用慣行はたんに一都道府県内で行われている

ばかりでなく、二以上の都道府県にまたがって行われているものも数多くあり、又それはひろく児童福祉法、労働基準法、職業安定法、学校教育法ならびに人身保護法等の諸法規に関係するところが大きであるから、関係都道府県間はもちろん関係諸機関が相互に緊密な連絡をとってこれが円滑な処理にあたる必要がある。

本対策要綱では、児童福祉法で新たに設置された「児童福祉司」ならびに「児童委員」が中心となって調査・保護措置を実施すること、さらに児童福祉法の適用だけでなく、労働基準法、職業安定法、学校教育法ならびに人身保護法等の諸法規に基づき、関係諸機関が連携して対処することを示している。この時期に、厚生、法務、労働、文部の4省をまたがった総合方針を打ち出したのは珍しく、政府としての力の入れようが知れる。

また、単に人身売買的な労働慣行の廃止を訴えたものでなく、さらに一歩進んで「児童の最大の幸福は原則として両親のもとで健やかに育てられること」を「児童の基本的人権」として尊重しなければならないことを示している。そして、これを「児童福祉思想」として国民に普及徹底すると言う方針を打ち出した。そこでは「真にやむをえない事情のため他人に児童を預けることを余儀なくされた者が、勝手に他人に児童を預けるようなことをしない。」とし、児童福祉司ならびに児童委員の調査ならびにしかるべき指導・保護措置がとられることとなった。保護手段としては、児童福祉法で初めて公的に位置づけられた「里親制度」の推進が柱の一つとなっている。

すなわち「児童は親の所有物でない」ので売買の対象にしてはならないということと合わせて、「家庭」が児童の「福祉機関」として位置づけられたのである。家庭のための児童ではなく、児童のために家庭がある、という児童福祉の発想が宣言されたもので、これが、戦後の児童福祉法の理念であった。

児童福祉における「家庭」の意義が位置づけられたのは、第1次世界大戦後、アメリカで開催された「白亜館会議」であることはよく知られてい

る。その理念は大正末から昭和初期において日本にも紹介されたが、戦前のわが国の状況においては、一部の都市中間層を除いてそれを実体化できる家庭基盤は成立していなかった。地方の農山漁村の多くの日本の家族と子どもは、家族制度の下に「児童のための家庭」には暮らしていなかった。しかし、ここに来て抜本的な意識変革が迫られるとともに、家庭を離れる児童に対して福祉行政が具体的介入することになったのである。

③「中央青少年問題協議会」による国民運動

1948年以降、児童労働問題については、当時開設されたばかりの「婦人少年局」が中心となって大変活発な動きをした。同局では1948～51年上期にかけて3回の調査報告を出し、関係機関との調整連絡や実態調査に取り組んでいる。とくに、1951（昭和26）年には、厚生省児童局の同意を得て「中央青少年問題協議会」に児童労働の特殊慣行について問題提起した。「中央青少年問題協議会」は、1949（昭和24）年の春に、衆参両院の決議に基づいて内閣に設置された青少年の不良化防止・犯罪防止のための、官民合同の協議会である。本件は、直接的には青少年の不良化防止等と関連はないものの、多数の省庁に関連する課題として「総合的基本対策」を立てる必要があるため、というのが婦人少年局の意図であった⁽²⁷⁾。

「中央青少年問題協議会」では、その後1年間に17回に及ぶ協議を行い、1952（昭和27）年2月14日に次官会議で「いわゆる人身売買事件対策要綱」の決定をみるに至った。これは、先の昭和24年通知にもかかわらず、いわゆる人身売買事件が増加しているため、根本的な対策を講ずることが緊急の課題となったので、中央青少年問題協議会において人身売買の定義とその基本的な対策要綱を定めたものであった。

これにより、24年通知では「家庭養育雇用児童」と表現されていたものが、「人身売買」と明示されることになった。中央青少年問題協議会で決定された「人身売買」の定義は、「児童をしてその福祉に反するような労務又は不当な人身の拘束を

伴う労務を提供させ、その対価として財物その他の物を給付することを内容とする契約又はこれを斡旋する行為」であった。

「いわゆる人身売買事件対策要綱」の冒頭にある趣旨には、以下のように熱く書かれている。

個人の尊厳と民主主義とを基調とする憲法のもと、独立国として新発足しようとしているわが国に、いわゆる人身売買という非人道的事実がいまだに存するという事は、まことに恥ずべきことであり、その絶滅を図ることは、国家の重大な問題と云わねばならぬ。

古くからこどもの「身売り」と云われ、一部において長い伝統を有し、慣習とまでなっているいわゆる人身売買は、その由って起る原因が極めて複雑且つ根深いものがあり、簡単に断定することはできないが、断じて放任されておかるべきことでなく、われわれは、次代を背負って立つ青少年を雇い入れて業をなし、売買の仲介をして利をむさぼり、青少年の人権と福祉とを全く無視した非人間的な行為を心から憎むと同時に憤りさえ覚えるのである。

国民の一部にかかることを生ぜざるを得ない社会的、経済的条件の存することに目をおおうことなく、根本的にそれらの除去に努めることは、政府および国民の責任であることを痛感する。

次官会議において決定された方針は、以下の5項目であった。

1. 青少年を擁する要保護家庭について、適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職の斡旋等によりその生活の安定を図ること。

2. 職業安定機能を強化し、青少年に対する職業の斡旋を積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

3. 児童福祉思想を昂揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝

を図ること。

4. 関係諸機関の連絡を更に強化し、厳重な監督、取締と悪質者の処分を徹底させること。

5. いわゆる人身売買として発見された青少年の措置については、その福祉に即し、保護の徹底化に努めること。

この方針は、2月19日付で、各都道府県知事あてに厚生事務次官通知「所謂児童の人身売買事件の対策について」（厚生省発児第一五号）が発せられた。

24年の四次官共同通達と比べて、強化されたり加えられた点は以下の8点である。

- 1) 児童福祉法による「保護受託者制度」の活用
- 2) 児童福祉法による同居児童の届出励行の促進
- 3) 労働基準監督機関の取り締まりについては、特に人身拘束的違反の被害者受け入れ地、例えば織物工場、特殊飲食店等における監督と是正に留意すること。
- 4) 公共職業安置所は、被害者又は被害者のおそれある者に付いては、速やかに就業させるため「要求職者緊急通報」の様式により、社会福祉事務所または児童相談所よりの通報を要求していること。
- 5) 学校における長期欠席児童生徒に対する調査指導と義務教育の徹底をはかること。
- 6) 職業教育の振興と純潔教育の普及。
- 7) この種事犯に介在して営利することによる周旋屋その他の悪質犯罪者に対する厳罰。
- 8) 当該事件の特異または重大なものについては、6ヶ月を限り、刑事関係報告規定第6条に基づく臨時的報告として、報告を要求していること。

なお「中央青少年問題協議会」では、発足以来、春と秋に、地方の青少年問題協議会を通して、全国的なキャンペーン活動を実施していた。そこで、この時期に人身売買問題が注目され、さらに増加傾向にあることをふまえて1951（昭和26）年春の

第4回「青少年保護育成運動」ではとくに「青少年の人権擁護」を掲げて全国的な国民運動を展開した。このキャンペーンは、「児童憲章」の制定と相まって、関係機関総出で大々的に実施された。それが終了したばかりの5月、協議会が毎月のように開催されていた最中に、第2次舵子事件が起きたのであった。

なお、こういった「中央青少年問題協議会」の動きと併行して、1951（昭和26）年には、衆議院の行政監察特別委員会でも人身売買事件がとりあげられることになった。特別委員会では、9月から調査や証人喚問を開始し、翌年4月に最終報告書をまとめている。

その報告書の内容は、前述の次官通知や対策要綱と大きな齟齬はないが、取り締まりの強化ならびに、より積極的な保護策、すなわち前借金のために身売りを必要とする農漁家庭への「厚生資金貸与制度」の確立、「人身売買取り締まりに関する特別法」の制定が盛り込まれていた。これらの積極策は、その後実現には至らなかった。

なお、1952（昭和27）年3月4日の特別委員会では、朝日グラフに掲載された「情島の梶子物語」の写真付き記事がとりあげられている。また、報告書には、取り締まり強化の必要の根拠として、舵子の雇主である漁労家が、何ら処罰を受けてないことが指摘されている。

6) 児童福祉法の適用～里親登録～

情島では、児童課の指導のもとに、これも制定されたばかり児童福祉法の適用を受け、14歳以下の舵子の使用主15名が「里親登録」をすることとなった。

ここで、背景となる「里親制度」について、簡単に触れておこう。

「里親制度」も起源は平安中期までさかのぼると言われ、里子養育の対価（労働力・金銭）を求める場合も含めて、相互扶助的な慣習であった。例えば、困窮している上に子どもが多く、やむを得ず口減らしのため里子に出すのは、労働力を対価するもので、契約金のない幼い舵子の場合には旧

表6 情島における里親登録・里子委託数
(昭和23～27年)

年次	里親登録数	里親解除者数	里子委託児童数	解除児童数
昭和23年度	15名	-	15名	
昭和24年度	12名	3名	7名	4名
昭和25年度	1名	-	4名	1名
昭和26年度		申込中5名	-	8名
昭和27年3月現在数	20名	-	13名	-

来の「里子」の一種として位置づけることも可能であったろう。金銭の授受としての事例は、「洛北の里子」として公家の子どもが預けられたことで有名な京都の岩倉村や、近江の坂本がよく知られている。

一方、石井十次の開設した育児施設「岡山孤児院」は、早くからミルクの必要な乳児を中心として、収容児童の一部を里親に預けるシステムを有していた。また、大阪市民生局が1947（昭和22）年12月にまとめた「里子調査報告」によると、大阪では「大阪市弘済院」と「(財)博愛社」が古くから収容児の一部を京都や奈良の農家に里子にだしていた。とくに京都府の山田荘村、普賢寺村、奈良の生駒村、北倭村は、村をあげて両施設の子どもたちを預かり、多いときには1村で300人以上いたこともある里子村であった。

里子村では1929（昭和4）～1935（昭和10）年ころが受け入れのピークで、それ以降は次第に減少していた。昭和10年頃からは、適切な里親を選定するために、村の婦人会が斡旋に乗り出したところもあった。その理由は、人道的理由に加えて、農家の副業の確保という点から、手数料の高い仲介業者と争った結果であった。養育料は、昭和初頭では月額7円程度であったが、逐次増額され戦時中は90～120円、戦直後は225円。1947年当時は400円であった。なお、この額は施設児童の場合であり、個人契約の場合はその約3倍程度が相場であったという。養育料が月額10円の頃の米価が石当たり20～25円であったから、農家の副業とし

てはかなり有利なものであったらしい。

これによって預けられた里子は、知能指数も普通程度で、健康状態も良好。学齢期に達すると地元の小学校に通学し、小学校卒業とともに委託機関や実親に戻されるのが普通であった。ただし、里親方に小さな子どもが居た場合は、子守や家事労働に使われる場合もあり、里親の受け入れ状況には多少の差があったことは否めない。

1948（昭和23）年1月1日より施行された児童福祉法には、こういった福祉施設による里親実践を踏まえ、施設養護と並列して里親制度が盛り込まれた。GHQの指導により、むしろ施設による集団養護よりも望ましい児童養護形態であるとされて推奨された経緯もある。しかし、具体的な内容は、第1次舵子事件後の1948（昭和23）年10月4日付で発せられた厚生次官通牒「里親等家庭養育の運営に関して」（別紙「家庭養育運営要綱」）によって指示された。

それによると、「児童福祉法は里親の家庭を考えているのであるが、そのほかに実情として児童を養子おして保護することが広くおこなわれていることにかんがみ、本要綱は、たんに児童福祉法という里親の家庭について規定するだけでなく、民法にいう養親の家庭を含めて広く個人家庭による児童保護について規定したものであり、里親の認定基準、委託方法から始まり、保護の内容では家庭の雰囲気、食餌、教育、遊びほか、自己の子女との差別待遇の禁止や、例えば乳児については「おむつをしばしば取り替えるとともに、これを洗濯して常に清潔にしておかなければならない」「すくとも週三回入浴させなければならぬ」など、全般にわたってかなり詳細な指示をしている。

労働児童関係では、「都道府県知事が、児童を養育しながら、そのもつで働かせることを希望する里親に児童を委託しようとする場合、里親が遵守すべき条件を（六）の第一項の書類に記入し、児童相談所を経てこれを里親に交付しなければならない。但し満12歳未満の児童はこれを委託してはならない。」とされた。義務教育を修了した児

童については1日7時間以上、1週42時間以上、就学中の児童については修学時間を含めて1日6時間以上、1週36時間以上の労働の禁止。危険有害の仕事、重量物を取り扱う仕事、児童に肉体的精神的に苦痛を与える仕事への就労禁止。午後8時から午前5時までの夜業の禁止。さらに1里親家庭には兄弟を除いて同時に2人の児童を委託できないこととした。

第1次舵子事件の後、14歳以下の舵子を雇っていた漁師は、島を離れることを希望しない子どもたちが大半を占めていたこともあって、行政の指導の下に、新しく児童福祉法に定められた里親としてこぞって登録し、できるだけそれまでの関係を維持することとなった。家庭養育要綱にのつとった指導が入ったのか、島では1948（昭和23）年末には「里親保護者会」を組織し、毎月例会を開催して里子処遇について話し合うことにした。1951（昭和26）年に15歳未満の里子は8人、15歳以上の里子は9人で、17～19歳の比較的高齢児が多いのが特色となっている。次第に台帳も整備され、舵子個人名義の貯金も管理されるようになった。「里親保護者会」では翌年に、里子の娯楽修養の場として「里子会館」を建築し、島では初めてのラジオとピンポン台を設備している。これらに要した費用は、里子の委託費から出し合った。島に電灯が引かれたのは1953（昭和28）年であったから、電池式によるラジオは、ランプ生活の島に開かれた数少ない文化の窓ともなった。

しかし、基本的に漁家の労働と生活は従来と変わらない。新しい児童福祉理念が急速に浸透するのは難しい面があり、島民間での軋轢も生じた。行政からの信頼もあつく、里親保護者会の責任者であった東野恭彦氏（当時、青年団の世話役でもあった）は、舵子に関する労基法上の手続きならびに管理を担いつつ、島民の意識改革を含めて積極的に働きかけていたが、1951（昭和26）年島民との間に軋轢を生じ、会長の職を辞することになった。東野氏が一時手を引いたあと、賃金台帳が未整備となり、舵子の賃金の支払が確定しなかったために4万1630円の未払いが生じたため、

労働基準監督官から指導が入っている。

7. 里親から養護施設開設へ

1951(昭和26)年5月26日、最初の事件が、少しずつ過去の出来事となりつつあったとき、舵子が5人逃亡する第2次舵子事件が起こった。里子保護者会の責任者が空席になるなど、恐らく、雇主である里親たちの足並みが揃わず、ぎくしゃくしていたのかもしれない。大人たちがそういう雰囲気のあるときに、子どもたちは往々にして問題を起こしがちである。

逃げた子どもたちは徳山児童相談所に一時保護の上、里親が呼び寄せられ、山口県児童課と連絡協議がなされたが、その結果、全員が里親宅に再復帰することが決まった。事件の状況としては、第1次事件と大きくは変わっておらず、粛々とした対応がなされたといえる。

しかしながら、前述したように、ちょうど青少年問題協議会による国民運動としての児童の人権キャンペーンが全国展開していた時である。3週間前の5月5日には、児童憲章が制定されたばかりであった。情島2度目の不祥事ということで、事件はことさら大きくとりあげられた。新聞記事も、「またも里子5名が脱走 ～情島から～」(毎日新聞)、「里子の恐怖に戦く」(毎日新聞)、「また五名脱走～情島の戦災孤児～」(防長新聞)「殺されても帰らぬ～脱走少年が語る情島の奴隷日記～改まらない差別待遇～」(防長新聞)と、1次事件にも増してセンセーショナルに書き立てた。

行政の立場としては、当然そのまま放置する訳にはいかない。その後「所謂児童の人身売買事件の対策について」(厚生省発見第一五号)で正式に発せられるように、とくに高齢児で就労を含むケースの保護は、養護を基調とする里親制度にはなじまないということが明らかになった。そこで15歳以上の舵子で里親宅に戻ったものについては、同じ児童福祉法による「保護受託者制度」の活用することになった。

保護受託者制度とは、義務教育を終了した者を民間人のもとに預かり又は通わせて保護すると

もに、独立自活に必要な指導をすることを希望する者に委託するという制度で、「職親制度」と言われるものである。比較的知能の遅れた児童にも効果的であり、要保護児童の職業訓練のためにも本制度の活用が望まれるとして厚生省は押し進めたが、実際にはあまり浸透しなかった。舵子については先駆けて適用されたが、全国でも、1952(昭和27)年2月末現在で、委託保護受託者数84人、委託児童数109人、1953(昭和28)年委託保護受託者数150人、委託児童数173人、1954(昭和28)年委託保護受託者数197人、委託児童数223人程度であった。その後も1958(昭和33)年の委託保護受託者数246人、委託児童数260人がピークで、あとは減少傾向にあった。(厚生省報告例)

島民は、二度目の凄まじい社会的批判におののいた。早速行政指導のもとに舵子保護者会を開催し、島民の軋轢により空席となっていた役員の総改選を実施。旧会長の東野氏が再選され、未払い賃金や賃金台帳の整備等の違反事項を至急是正し、遵法態勢を回復するにいたった。

さらに8月、東野父子は私財を投げ打って、私立あけぼの寮(児童養護施設)開設。息子の東野恭彦が施設長となって夫婦で住み込み、9月1日から児童の受け入れを開始した。東野氏としては、児童の福祉の島として起死回生し、「奴隷の島」「人買島」という汚名をはらしたいという一念であった。従来、舵子として島に送られて来た貧窮児は、児童福祉法制度の下で、児童相談所を通して、児童養護を目的とする施設へ措置されることになった。

しかし、島への社会的バッシングはその後も波状的に続く。前述のようにその年の暮れには、水木洋子脚色によりNHKの連続ラジオドラマ「梶子」放送され、さらに7年後の1958(昭和33)年には、そのドラマが久松静児監督の手で「怒りの孤島」として映画化された。そのストーリーは、舵子制度を児童虐待として告発する視点で製作された。島へ貫われて来た身寄りのない子が、イワシを盗んだという理由でえさ箱に閉じ込められ、餓死する。ののしり、ぶたれ、奴隷のように働く

子どもたちが、島の実情を知らせるために脱出する。脱出しそびれた舵子が、焼きを入れられたのを、分教場の教師の娘が介抱する。やがて、事件が明るみになり、「説き難いほど根強い因習も、世論の力に遂いかなわず、舵子たちに明るい光がさし始めた」⁽²⁸⁾ というものであった。これらの作品に登場する島人は、無知、野蛮で暴力的な、因習の固まり以外の何者でもなかった。

島の人々は事件について何も語らなくなり、一方で、東野氏は黙々と児童養護施設の実践を積み重ねていった。

まとめにかえて

本論は、昭和20年代、ある意味では戦前から戦後へ変わり目の時期におきた「舵子事件」というエピソードを中心に、戦前期における島の児童の生活と労働、さらにはそれらを基盤とする貧窮児童の保護の仕組みが、戦後の「児童福祉法体制」にいかに変容していったかの過程を考察したものである。(なお、ここでいう「児童福祉法体制」とは、労働基準法や教育法を含む、新憲法のもとの児童の福祉に関わる総合的な法体制をさすものとする。)

その作業によって浮き上がってきた特質を大まかにまとめると、以下のようなことがあげられよう。

1) 一本釣りという技術を伝達する要素の強い漁法を行っていた漁村が、動力船を導入するまでの過渡期に需要のあった「舵子労働」という形態が、近隣の貧窮児童の受け皿として機能する側面を有していたこと。

2) さらにそれらは、島の生活に象徴されるように、早期に家族から離れて行われていた広範な児童労働が前提としてあり、戦前の労働現場が児童の社会化(教育機能)とともに「社会的養育機能」を積極的に受け持っていたこと。そして、それが戦前の我国における抑制的な児童保護施策を代替・補完する機能を果たしていたこと。

3) その代替・補完機能は、戦直後の浮浪児対策が後手に回った段階では、児童施設から積極的

に活用された事実もあること。

4) 新憲法の下での児童福祉法体制(労働基準法や教育法を含む)の成立は、児童を労働現場から分離し、一方で学校教育法により教育を保障するとともに、戦前期は労働現場に依存していた児童養育機能を、それぞれの家庭に収斂する基盤をつくったこと。

第1次舵子事件当時はまだ多少許容的であった「家庭養育雇用」は、第2次舵子事件の前後に「いわゆる人身売買」と位置づけられた。この間、新教育課程の採用により15歳までに延長となった義務教育期間は、児童は軽微な家事手伝いを除いて「家庭養育雇用」できなくなった。また、他人の家に子どもを預ける場合は、児童養護を目的とする「里親制度」として行政のコントロールを受けることとなった。これによって、貧窮児童は社会の労働現場から、国家の統制する児童福祉現場へ委ねられることとなった。

エピソードとしてとりあげた「舵子事件」は、戦前の労働環境の下に広範に許容され、児童保護対策を補完していた「家庭養育雇用」が、児童福祉の新理念により一掃される過程の象徴的事件であったといえよう。

戦後、GHQの強力な指導の下に、民主主義と人権についての国民の意識改革が政策的重要課題となった。舵子事件等の「家庭養育雇用」は、「封建遺制」の象徴として取り上げられ、社会的バッシングの対象となった。島民の痛みは、貧しかった日本の農山漁村の痛みであった。

なお、この時期の変容についてGHQの果たした役割等については、紙面の都合により別稿に譲ることとする。

註)

(1) 舵子(かじこ): 舵子、梶子とも表記する場合があるが、本論では舵子と統一して表記することとする。

(2) 山口県警本部(1982)『山口県警史』下、pp.1164~1166

(3) 伊藤彰「情島覚書」中国新聞、平成3年9月

- 3日～11月7日に連載されたもので、伊藤氏が行った民俗聞き取り調査を下にまとめられたルポルタージュ。
- (4) 宮本常一 (1997) 『周防大島民俗誌』 pp.34～42。
- (5) 伊藤彰、前掲記事、「情島覚書 第2部 生活史 ⑤」
- (6) 日本人のハワイ移民は、初代外務大臣・井上馨が国策として推進した、「官約移民」の歴史から始まる。ハワイへ渡った移民の人々は、広島県、山口県、熊本県などの出身者が多いが、1885年(明治18年)、第一回から1894年(明治27年)の第二十六回の官約移民では実に「大島郡」出身者が3,913人を占めており、これはこの間の全移民数29,084人の13.5%にあたり突出している。周防大島には《日本ハワイ移民史料館》がある。
- (7) 谷川健一 (1981) 『海の群星』集英社1981年、参照。本著は、1954年に、当時アメリカの統治下にあった沖縄・八重山の黒島で、情島の舵子と同じように脱出して警察署に保護を求めて発覚した「糸満売り(イチマンウイ)」の青年たちの「イチマンウイ人身売買事件」をもとに纏められた小説である。琉球政府は当初「イチマンウイは完全に商品化しての人身売買ではなく、不当雇用である」として指導改善に従わない特に悪質な者以外は処罰の対象にしないという措置をとった。この指導に従って子どもたちを解放した親方も沢山いたが、親元に帰れないからそのまま置いてくれと要望する子どもや、無一文になって親方のところに舞い戻って来た子どもたちもいて新たな混乱を招いたという。この「イチマンウイ人身売買事件」の特別弁護人として被告側(雇主)の弁護にあたった弁護士牧野清は、「法の目指す理想と現実の矛盾。糸満社会は矛盾と混乱の中に荏苒時日を経過した」と記している。
- (8) 桜田勝徳 (1975) 柳田国男編『海村生活の研究』
- (9) 民俗学会
- (10) 厚生省開設の前後から、昭和12(1937)年保健所法、昭和15(1940)年国民体力法及び国民優生法、昭和16(1941)年医療保護法等を策定している。また、昭和15(1940)年9月16日中央社会事業委員会答申「時局下児童保護ノ為特ニ急施ヲ要スベキ具体的方策ニツイテ」ならびに、昭和16(1941)年1月22日閣議決定「人口政策確立要綱」が人的資源確保政策を決定的にした。
- (11) 村上貴美子『占領期福祉政策』勁草書房、1987年、104頁
- (12) 北見俊夫「安芸郡蒲刈島」(1966)『離島生活の研究』集英社
- (13) 池田敬正 (1986) 『日本社会福祉史』法律文化社、p.342-343
- (14) 広田照幸 (1999) 『日本人のしつけは衰退したか「教育する家族」のゆくえ』講談社現代新書、p.35
- (15) 紙中礼子 (1997) 『翔べ! 太陽の子供たち』、島影社。児玉克哉 (1987) 『原爆孤児 流転の日々』汐文社、参照。
- (16) 私立成田学園の「現在生状況一覧」(昭和10年度)によると、「家庭の生計の程度」が下の者は、22名中16名。静岡県立三方原学園の「学園要覧」(昭和11年)によると。「貧乏の生活をなすもの」が在園者39名中32名、とくに在園費全部を免除された者が24名という状況であった。
- (17) 佐々木光郎、藤原正範 (2000) 『戦前感化・教護実践史』、参照。
- (18) 千葉県立生実学校 (1979) 『創立七〇年誌』、pp.26-27
- (19) 佐々木光郎、藤原正範 (2000)、前掲書。
- (20) 戦争末期に本土空襲が頻繁になったことを背景に大量に出現した戦災孤児の社会的保護策については、1945(昭和20)年6月に戦災援護会と厚生省・文部省が協力して作成されたとされる「戦災遺児保護対策要綱案」があるが、実施されなかった。
- (21) 遠藤興一 (1991) 『史料でつづる社会福祉の

あゆみ』不昧堂、pp.162-163

- (22) 厚生省児童局「予想質問答弁資料 第3輯」1947年8月、児童福祉法研究会編（1978）『児童福祉法成立資料集成』上巻、p.882。
- (23) 宮本常一、岡本定（1982）『東和町誌』山口県大島郡東和町
- (24) 行政資料「情島状況報告書」山口県児童福祉司 内山芳男等の見解から。
- (25) 2007年6月23日、小林末次宅にて筆者による聞き取り調査。
- (26) 1948（昭和23）年8月、宮城県栗原郡の一農村より4名の子がわずか数千円の前借金で千葉県の某工場につとめるために離村し、きわめて劣悪な非人道的な労働条件のもとに酷使されつつあると報ぜられた。（「朝日」）これに対し仙台労働基準局は基本的人権の侵害事実ありとして調査をはじめたが、その後同じ事件が福岡、栃木、山形、新潟等の農村で行われた事実が明らかにされた。その一例を見ると、福島、山形県で人身売買を業とする周旋人11名が送検され、これらの者の手で売られた子供は103名で、多くは13～14才の子どもであり、前借金は1人500円から1万5000円くらい。その中には虐待酷使を訴えている者もあると。（「毎日」1949.2.6）また新潟県においては「子供を他家に手離しているものが152件もあり、これは単作農家の北蒲原郡と雪に埋れている中蒲原郡に圧倒的多く、12才を最低に18才未満の女の子が96名を数え、女給、芸者、女中、織物女工等大半は労働基準法に反し、その多くは労働契約を無視して前借で手離されたり、あるいは給料は親元に支払われていた」（同紙1949.2.7）
- (27) 労働省婦人少年局編（1953）『年少者の特殊雇用慣行～いわゆる人身売買の実態～』 p.131
- (28) 1957）『映画芸術』第5巻11号11月特別号に掲載のオリジナル・シナリオ。松竹映画プレス No.640。

Acceptance process of The child welfare Law system : Child labor and Child protection in fishing village

KATODA Keiko

This thesis is the one that how the fishing village society in Japan accepted a new child welfare system is examined.

Three welfare laws (Public Assistance Law, children's welfare act, and Law for the Welfare of Physically Disabled Persons) that had been enacted under a new constitution in the 1945's had a big influence on the history of the welfare of Japan.

Especially, the approval of the system of children's welfare act (children's welfare act, School Education Law, and Labor Standards Law) greatly changed the idea to the child in Japan till then.

However, there was a peculiar child protection system to Japan that suited life in the labor realities at that time and the region in Japan of prewar days.

It is written in this thesis that the process was analyzed the regional society in Japan accepted a very new child protection system.

The episode of [kajiko] event in the fishing village is caught and raised.

The [kajiko] event expresses a social conflict of the history at the turn well.